

都市・環境常任委員会
決算常任委員会都市・環境分科会

(平成24年9月12日)

諸岡 覚委員長

おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、都市・環境常任委員会並びに決算常任委員会の都市・環境分科会、並行して同時開催ということで進めさせていただきたいと思います。

本日、杉浦委員からは欠席のご連絡をいただいております。

今回の委員会はそれなりの長丁場になるかと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては健康に留意していただきたいと思います。

なお、最終日は夜間まで時間をとる腹つもりでありますので、時間は気にせず、じっくりとご議論いただければ結構でございます。きょうは切りのいいところで、特段時間の定めはございませんが。

それでは、本日はまず上下水道局所管部分から進めさせていただきたいと思います。

まず上下水道局長、ご挨拶をお願いいたします。

塚田上下水道事業管理者

どうもおはようございます。本会議に続きまして、常任委員会、ひとつよろしく願いいたします。

上下水道局といたしましては、今回の議案は平成23年度の決算議案のみでございます。先般、委員会資料でもって聴取会の場で説明をさせていただきました。そのときにいろいろなお質疑をいただきまして、資料も整えてきましたので、きょうはこの追加資料の説明から入らせていただきたいと思いますと思っております。

それから、きのうでございますけれども、八郷地区のほうで、下水道工事によってNTTの線を切断し、回線、それからインターネットの回線も不通になったといった事故がございました。詳細につきまして技術部長から説明させていただき、それから委員会資料の説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

諸岡 覚委員長

それでは、まずは今ご説明いただきました昨日の事故についてのご説明をお願いいたします。

伊藤技術部長

皆さん、おはようございます。技術部長の伊藤でございます。

皆様方のほうには、昨日の18時ごろにファクスをさせていただきました。私どもの発注する下水道、これは山分町を中心にやっているのですけれども、その工事でNTTの回線を切断してしまったという事故が起こりまして、そして圏内のフレッツとISDNであるとかADSLであるとか、ユーザーの方にご迷惑をおかけいたしました。すぐNTTのほうに復旧作業に入らせていただきまして、17時50分ぐらいに復旧が完了したということでございます。

それで、今回この事故が起きたのは、ケーブルが入っているというのはわかっておりまして、一旦取り出したのですけれども、その取り出した管が死に管だという判断のもとで切断してしまったということで、どうしてこのようなことに至ったのかというのをこれから調査して、進めていきたいと。また、このようなことが二度と起こらないように、現場の監督をしっかりとやっていこうと思っております。

報告は以上でございます。

諸岡 党委員長

今の件について、ご質問のございます方はいらっしゃいますか。

賠償問題とか出てくるのかと思えますけれども、どんなめどなのか、ざくっと今わかる範囲で。

伊藤技術部長

それも含めて、これから調査ということになるかと思えます。

諸岡 党委員長

それでは、それがわかり次第、また後日委員会のほうまでご報告だけいただきますようお願いいたします。

伊藤嗣也委員

そのとき、施工業者の現場代理人は現場にいたんですか。

伊藤技術部長

はい、現場におりました。

伊藤嗣也委員

それでなおかつ、撤去した、要は全く死んでいる管という判断は、現場代理人がしたと。

伊藤技術部長

そうです。

伊藤嗣也委員

そこには線は何も入っていなかったと。死んでいますけれども……。

伊藤技術部長

いや、入っていたんです。

伊藤嗣也委員

それは死んでいるということがわからなかったということですね。

伊藤技術部長

死んでいると思って切断してしまったということです。

伊藤嗣也委員

わかりました。そういうことですね。済みません。ありがとうございます。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

(なし)

諸岡 覚委員長

それでは、事故の件はこれで終了いたします。

議案第75号 平成23年度四日市市水道事業決算認定について

議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第6款 農林水産業費

第3項 農地費（関係部分）

特別会計

農業集落排水事業特別会計

議案第76号 平成23年度四日市市下水道事業決算認定について

諸岡 覚委員長

では議案に移ってまいります。まずは、議案第75号平成23年度四日市市水道事業決算認定について。これだけですね、とりあえず。

ではご説明をいただきます。ご説明をいただくのですけども、前回、聴き取りをさせていただいておりますので、前回の説明と重複がないように、今回は前回のプラスの補足の説明並びに追加資料があれば追加資料の説明のみとしていただきますようお願いいたします。

一括か。ごめんなさい。ちょっと勘違いしていました。一括でいきます。議案第75号及び議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部門）、特別会計、農業集落排水事業特別会計、議案第76号平成23年度四日市市下水道事業決算認定についてを一括議題といたします。

では、先ほどのとおりご説明をお願いいたします。

久志本経営企画課長

それでは、お手元にございます決算常任委員会追加資料をごらんください。こういった

ものを今お手元にお渡ししてありますので、ごらんいただきたいと思います。それでは、説明させていただきます。

まず、表紙を開いていただきますと、目次がございます。1番から7番の項目について、まず1番から説明させていただきます。

1ページの今後の経営方針についてということで、要点につきましては、将来にわたって安全・安心な良質の水を安定供給するため、四日市市水道ビジョンに基づき、必要な施策を講じていく。減少傾向にある水需要の掘り起こしと、料金収入の確保に向けた具体的対応を図る。低廉な料金を堅持できるよう、経費削減に対する取り組みをより一層進めるということ。三つのポイントで経営方針を作成しております。全文読ませさせていただきます。

本市水道事業は、昭和62年に市の全域が給水区域となり、快適な市民生活の基盤として、順調に発展してきました。その後、拡張から維持管理の時代へと成熟期を迎え、さらに人口減少社会の到来など、今日の水道を取り巻く環境が大きく変化しています。安全で豊富・低廉な水を供給するという水道の使命からして、常に細心の注意と長期的な展望に立った経営が必要であるとの認識に立ち、今後の経営方針について3点を挙げます。

第1に、社会情勢の変化に的確に対応し、将来にわたって安全・安心な良質の水を安定供給していくための道しるべとして、平成21年8月に四日市市水道ビジョンを策定しました。本ビジョンでは、安心・安定・持続・環境・管理・国際の六つの視点からおおむね10年間の施策目標を定め、その具体的計画として、第2期水道施設整備計画の認可を国から受け、毎年度計画的に実施している主要施策です。これに基づき、老朽管の布設がえ、耐震化、配水池等の施設整備などを計画的に行い、安全で良質な水の安定供給に努め、良好な施設を次世代へ継承していきます。

第2に、節水型社会への移行や、大口使用者の地下水利用への転換により、水需要が年々減少しています。水需要の減少は給水収益の減少に直結するため、特に影響の大きい大口使用者に対し、地下水利用から水道への再転換など、水需要の増加につながるような制度を検討し、実現に向けた取り組みを進めます。

第3に、さきの国会において消費税増税法案が成立し、平成26年4月に税率8%、翌27年10月には10%の税率へと増税が決定されました。長期的な水道水の安定供給を図るためには、施設の更新など、必要となる財源を安定確保すべき財政状況にありますが、長引く不況や景気低迷により、多くの市民は、節水を初め、生活全般において節約を余儀なくされています。低廉な料金を堅持できるよう、いま一度外部委託を初めとするあらゆる経費

について検証し、市民サービス水準を低下することなく経費削減できるよう、包括外部委託や、コンセッション方式などの新しい官民連携手法を研究するなどの方法も視野に入れながら、経営合理化に向けた取り組みをより一層進めます。

以上のとおり、今後とも四日市市水道ビジョンを経営の基本とし、公営企業の経済性と公共性を重視するとともに、独立採算制の原則を堅持しながら、安全で良質な水の安定供給に努めます。

続きまして、2ページをごらんください。給水原価の内訳についてです。まず、平成23年度の右端の欄をごらんください。の給水原価ですが、182円48銭で、5円62銭のアップとなっております。給水原価の内訳としましては、職員給与費が22円99銭、受水費が63円87銭、減価償却費が40円69銭、企業債利息が11円50銭、その他が43円43銭となっております。構成比につきましては、職員給与費が12.6%、受水費が35.9%、減価償却費が22.3%、企業債利息が6.3%、その他23.8%と、受水費が35%と一番大きくなっております。

続きまして、3ページをごらんください。水需要が減っていく中で、受水の考え方について、まず受水量につきましては、本市の水道事業は配水量の約3分の2を地下水に求めており、自己水だけでは不足する水量について、県営水道から用水の供給を受けています。これにより利用できる水源が複数となり、水源の多重化という面からも安定給水の確保につながっています。平成23年度の配水量は4175万 m^3 、前年度比で66万7000円の減。このうち自己水量は2656万9000 m^3 で、前年度比19万8000 m^3 の減、受水量は1518万1000 m^3 で、前年度比46万9000 m^3 の減、責任水量は1034万7000 m^3 となっております。配水量の36.4%が県営水道となっております。今後、人口減少や節水機器のさらなる普及により水需要の減少が予想されるものの、市域内での新たな水源開発は難しい状況の中、自己水の源泉である井戸の供給能力は、下のグラフをごらんいただきますように、自然低下していくため、その低下分を受水により補う必要が生じます。県営水道の水源としての重要性が高まっておりますが、できる限り自己水を使いながら不足分を受水することで、市民への安定供給と給水原価の低減に努めてまいりたいと思います。

2の受水単価につきましては、平成23年度における受水費は25億3871万円で、水道事業費用の35%を占める結果となりました。平成21年度に妥結した受水単価の値下げにより受水費の低減が図られましたが、収益的費用の約3分の1を占め、給水原価の高どまりの一因となっている受水単価は、さらなる削減が重要と認識しており、関係受水市町と連携し

て、県企業庁に対して値下げ交渉を粘り強く行ってまいりたいと思います。

河原お客様センター所長

資料の4ページにつきましてご説明させていただきます。

4ページ、不納欠損額及び収入未済額の部局明細ということで、財政のほうから委員の皆さんに渡っているより若干詳しく、現年、過年の区別をつけた表をつけさせていただいております。

なお、この表で不納欠損につきましては、次の5ページに、平成23年度において欠損処分をしたものの理由別、個人・法人別の調定件数あるいは契約者件数等の明細をつけてございますので、ご参考に願います。

それでは、まず4ページの一番上のコミュニティ・プラント事業費負担金でございます。平成23年度は、新たな賦課がございまして、現年の調定額がゼロとなっております。過年度分につきましては、調定額53万円に対し収納1万4000円ありまして、収入未済額が51万6000円となっております。未済の理由としましては、生活困窮等経済的理由による納付の困難と見ております。

続きまして、コミュニティ・プラントの使用料でございます。平成23年度、現年分の調定5012万8000円に対しまして収入済額4760万8000円。したがって、収入未済額が251万9000円。過年度分につきましては、2003万5000円の調定に対して、このうち死亡と所在不明分につきまして104万3000円の不納欠損を行いました。それと収入済額が119万5000円、収入未済額が1779万6000円でございます。現年分、過年分ともに収納率はアップしておりますが、過年度分の比重が小さくないために、現年、過年合わせた収納率では1.09%の減となっております。

続きまして、企業会計の水道事業会計でございます。ここからは、年度決算は3月でございますので、3月末の数字でございます。

まず水道料金でございますが、現年調定73億9410万3000円に対しまして66億5983万2000円の収入をし、未済額は7億3427万円でありました。過年度分につきましては、調定額8億9384万1000円のうち、生活困窮、所在不明等による回収不能分2302万6000円につきまして不納欠損処理を行いました。収入額7億4107万5000円、収入未済は1億2973万8000円となりました。水道料金につきましては、現年、過年ともに収納率を上げることができました。プラスの0.26%、金額ベースで2100万円ほどでございます。

次に、下水道の使用料です。現年の平成23年度の調定額38億5178万9000円に対しまして収納が34億912万8000円、未済が4億4266万円ございます。過年度分につきましては、5億1400万5000円の調定に対しまして、うち回収不能分670万6000円につきまして不納欠損処理を行いまして、収入額4億3695万8000円、収入未済が7034万円となりました。下水道使用料につきましては、現年分の収納率は微減したものの、過年度分の収納率がアップした結果、トータルでは0.25%の増となっております。金額ベースで1100万円ほどでございます。

ちょっと今、省略というか、説明不足でしたが、一番右の欄の収納、収入未済理由と、居所不明といいますのは、アパート等の転居があるわけですが、そのときに住民票を動かさずにといいますか、次の行き先が追えないという意味で所在不明ということでございます。

それで、右には、一般会計は通常決算は5月末でございますので、それに合わせたという意味で、5月末の数字を参考につけさせていただいております。

次に、下水道事業受益者負担金でございます。現年分の調定額2912万5000円に対して2697万3000円収入がございまして、未済が215万1000円でありました。過年度分は、1198万円の調定に対して、うち82万4000円につきまして不納欠損処分を行いました。それで、収入が487万円、収入未済額は628万5000円でありました。その結果、過年度分収納率は倍増したものの、現年収納率が3.77%と下落しまして、トータルで77.4%と、前年比6.68%の減となっております。

坂口管理部次長兼総務課長

総務課長坂口でございます。一番下の下水道の使用料につきまして説明をさせていただきます。

平成23年度現年分2165万円の調定に対しまして2024万8000円の収入済額ということでございます。過年度分につきましては、488万円に対しまして徴収率は0.77%ということで、非常に低い値となっております。これは、生活困窮とか行方不明、使用許可の譲渡等の関係で収納できないという状況がございました。

以上でございます。

久志本経営企画課長

続きまして、6ページの平成23年度決算の代表監査委員の所見について、課題が残る点について、上下水道局の考え方について説明させていただきます。

の、事業規模を絞り込むのか、現状維持かの見きわめが必要なタイミングであることということに対しまして、現有する配水施設は、高度成長時代の水需要に応じた規模で整備されていましたが、バブル崩壊を経て、節水型社会への移行により、水需要が減少しています。水需要の減少は、企業活動の低迷や一般家庭等における節水など、外的要因、社会的要因に基づきますが、こうした社会状況の変化に合わせた対応ができなければ、経営収支が悪化し、公営企業としての責務を果たしていくことが危ぶまれます。そこで、事業規模について現在及び将来の水需要を踏まえて検討すると、配水施設の一部を休止するケースは、配置や高低差など、地理・地勢的条件から実施が困難です。また、インフラ産業である水道事業においては、固定資産の占める割合が大きく、減価償却期間が長期にわたるため、配水池の残存耐用年数を考慮すると、建てかえによる規模縮小はかえって不経済となります。しかしながら、経年管の更新を行う場合においては、水需要に応じた口径のダウンサイジングの検討が可能であり、問題がないと認められる場合は口径を縮小し、工事費の縮減に努めています。

なお、次期整備計画においては、今後の水需要をよりの確に分析して、施設更新計画を定め、経費の節減と市民への安定給水の確保に努めてまいりたいと思います。

続きまして、2番……。

諸岡 覚委員長

済みません。これを全部朗読されますか。若干かいつまんでいただければ。

久志本経営企画課長

済みません。、外部委託は拡大傾向であること。委託料は1.4億円増加、管理手法・技術・技能流出対策、内部人件費プラス委託料の対売上高比率が増加していることについて留意するということで、5行目から済みません。経費面では、平成17年度比で固定費である人件費を3億6000万円削減し、一方で民間へ3億3000万円の業務委託を行い、差し引き3000万円の費用削減に努めてきました。

それから、真ん中以降の「なお」から、済みません、委託料について前年度比1億4000万円の増となった要因は、料金・会計システムの設備更新を5年ごとにやっているのです

が、これで5000万円、人員削減の代替としての漏水修繕委託等に6000万円、鉛給水管の取りかえに3000万円を増加させたことによりますが、一方で人件費も9000万円削減しています。

2行ぐらい後です。済みません。今後は、包括外部委託やコンセッション方式を含む新しい民間委託の手法を研究するなどして効果を高めながらも、委託料を含めた総コストの低減につながるよう検討を進めていきます。

です。収益が低下しているのに費用の増が目立つこと、費目別・部門別に分析し、早急に施策決定して手を打つこと、特に業務費、総係費などの内容を精査することということで、1行目の後半から、給水収益が落ち込む中、経年管の増加に伴い、修繕委託費が増加するなどの要因により、費用が増加しています。

真ん中あたりです。済みません。近年の給水収益の減少を鑑みると、より一層の経営合理化を行う必要があると認識しています。経費節減の柱として、業務委託の見直しと給水原価の高どまりの一因となっている受水費のさらなる削減が重要で、受水単価の値下げ交渉を粘り強く行っていきます。

業務費、総係費につきましては、料金・会計システムの5年ごとの設備更新に5000万円を要したため、費用が増加しました。

続きまして、、保有資産の現物実査を徹底するという一方で、2行目の最後のほうから、資産の安全管理、品質、事故防止など保安状況は、各所属において日常業務の中で適正に管理しております。

薬品など大量消耗品については、不要な在庫を持たないよう、必要な時期に必要な分を購入しております。紛失や品質低下などが生じないように、購入要求の段階で上位職により、必要性、金額の合理性などを厳格に判断するように努めています。

続きまして、7ページをごらんください。下水道事業についてです。、ポンプ場費、業務費、総係費が増大していること、収益は横ばいであるが、増加額が大きい、内容精査と対策を急ぐことということで、ポンプ場費は、降雨時の対応の増加により、委託料、光熱水費、動力費が増加しました。業務費は、雨水流入量の増加に伴い、流域下水道維持管理負担金が増えております。総係費につきましては、退職手当引当金が増加しております。今現在、水道で2億7000万円、下水で6億6000万円ほどの退職手当引当金が不足しているということから、退職手当引当金を積み増したことによります。

、受託事業収益が急減していること、内部保有施設や技術・技能の有効活用と収益

拡大のため、受託事業拡大の取り組みを急ぐことということで、受託事業は、下水道工事に伴い発生する道路など、他部局との合体工事が主なものになります。保有施設や技術・技能の有効活用による収益拡大については、今のところ取り組むまでには至っておりません。

、現金預金残高が13億円増加して48億円となっていること、903億円の借入金も考慮し、不要不急の余剰資金の活用の検討の継続を。年度末の企業債償還金の支払いが12億7000万円ほどあったんですが、これが休日の関係で年度をまたいだため、その分、現金預金が増加したことになります。それ以外につきましては、一部残っております保証金免除の繰上償還1億6000万円を今年度に行うということで、財源として充当したいと考えております。

、外部委託の適切な管理を徹底すること、重要・主要業務が委託にシフトということで、2行目の後ろから、済みません。履行状況の点検確認や業務・品質管理を徹底します。委託仕様書に基づき履行状況を確認し、その成果の品質を確認して、必要に応じて受託者への指導を強化します。2行下をごらんください。窓口業務・収納業務については日次・月次・年次による各業務報告により、また検針業務については月次・年次の業務報告により委託業務の執行管理を行っています。さらに、毎月1回、両責任者との定例会を開催し、業務執行について報告、協議、打ち合わせを綿密に行っております。

続きまして、 です。2640億円の固定資産を有し、年商は83億円、固定資産回転率は0.03と極端な装置産業であること、稼働管理やメンテナンス手法の改善や遊休設備の転用などの工夫が経営改善の大きな成果ポイントとなる、さらに緻密で積極的な取り組みを期待するというので、稼働管理やメンテナンスについては、機器の耐用年数や状態を監視しながら行っています。施設・設備の長寿命化計画の策定を進めており、平成22年度では基本構想、平成23年度では施設・設備の健全度の点検、詳細調査を順次行い、その調査結果に基づいて平成24年度以降に長寿命化計画を策定し、予防保全管理手法を用いて既存施設の耐用年数の延伸化を図るなど、ライフサイクルコストの最小化に努めます。下水道施設は、天候等の気象条件には影響されるものの、事実上フル稼働しており、遊休施設とは考えておりません。

続きまして、8ページをお願いします。四日市市水道水源保護条例と専用水道についてということで、まず四日市市水道水源保護条例ですが、市の水道水源を保護するために必要な区域を保護区域として、保護区域内で揚水設備の設置または変更を行おうとする場合、

許可を必要とする制度です。平成18年1月に施行しております。詳細について、「四日市市水道水源保護条例」という緑色のパンフレットをまず開いていただきたいと思います。

水道水源保護の2番の水道水源保護の目的ですが、四日市の水道水源は、地下水に大きく依存していますが、地下水調査の結果から新たな水道水源井戸の開発は既に限界に達しているため、地下水は有限で市民共有の貴重な資源であり、かつ、公水であるとの認識に立って、公共の福祉のために優先的に水道水源を保護することにより、安全で良質な飲料水を将来にわたって安定的に確保し、市民の生活基盤を守ることを目的としております。

区域の設定ですが、水道水源を保護するために必要な区域を水道水源保護区域として、四日市水道水源保護審査会に諮りまして、水道水源井戸のある朝明川、三滝川、内部川の3河川の流域に指定しました。

ちょっと開いていただきますと地図がございまして、その黄色のところ保護区域になっていまして、3河川の流域になります。

続きまして、一番左側を見ていただきたいんですが、規制の対象となる揚水区域というのは、下の三つのもの以外のところは全て揚水整備は規制の対象となるということで、河川法が適用・準用される河川の河川区域、家庭の用に供するもの、構造物の設置工事等に係る地下水排除を目的とするもの以外は、全て規制の対象になります。国の機関とか地方公共団体が災害復旧のために緊急を要する措置の場合は、許可を受ける必要はございません。

許可要件は四つあります。1から4の全ての要件に該当する必要があります。下の図をざらんになりながらお聞きください。1番、井戸の集水部の位置が地表から深さ35m以上であること。2番、揚水設備の吐出口の断面積が 20.2m^2 以下、直径で言いますと2.54cm、約1インチになります。総揚水量が1日当たり 350m^3 以下、既に許可を受けた部分があります場合は、その部分を差し引きます。4番、水道保護審査会において、影響を及ぼすことが低いということが認められたときに初めて許可が行われます。

続きまして、専用水道の説明をさせていただきます。水道法により認められる制度で、自家用の水道で101人以上の居住に必要な水を供給する場合、または1日最大給水量が 20m^3 を超過する場合などの条件を満たす場合、申請により専用水道を設置できます。平成14年の法改正に伴って、1日最大総給水量が 20m^3 を超過する場合というのが追加されました。これに伴って、四日市市におきましては平成17年度ぐらいから専用水道化が進んでおります。

平成22年度末における三重県内の専用水道設置者は、次のページの資料が三重県のホームページにあります資料ですが、市内の専用水道設置者数は29になります。

水道水源保護条例施行後に水道水源保護区域内において専用水道の新設は、現在のところ行われておりません。

それから、地下水や工業用水を膜ろ過装置により浄水する形態が多くなっておりまして、専用水道を導入した場合、上下水道の使用率が従前の2割程度に落ち込むということで、給水収益の大きな減につながっております。

続きまして、11ページをごらんください。下水道事業による負担金について、流域下水道建設負担金については決算説明資料の83ページに載っております、これについて質問いただきました。

流域下水道とは、2以上の市町村の区域にわたり整備することが効果的かつ経済的な場合に行う下水道のことをいい、建設や管理は原則都道府県が行っています。本市の場合、三重県の実施する北勢沿岸流域下水道の北部処理区・南部処理区の建設費用に対して負担を行っています。負担割合は、国庫補助を除く地方負担分の2分の1を県が、残り2分の1を関連市町が負担しています。関連市町の負担区分は、計画の1日最大汚水量の割合によっております。負担金の金額は、毎年県が行う事業費により決まりますが、県事業の進捗状況により、年度内に終了せず、繰越事業となっていることがあります。その場合は、年度内に完成分のみ負担を行い、残額は県事業に合わせて繰越を行っております。これが、決算説明の資料に載っております26条の規定による繰越になります。地方公営企業法の26条第1項にこの繰越の規定がございます。

続きまして、負担金及び分担金の執行率が低かったことについて、決算常任委員会資料の12ページですが、59.9%と表示されておりました。これに対する質問にお答えします。

資本的収入の負担金及び分担金につきましては、主に受益者負担金と企業が負担する工事費負担金、これは汚水を浄化した水を流すことでポンプに負担をかけるということで、工場排水の量に応じてポンプ場等の施設建設費を負担していただいている工事費負担金です。この二つから成っております。平成23年度決算におきましては、受益者負担金について、面整備のおくれなどもあり、予算との乖離がございました。

なお、その後の工事の進捗により、平成24年度においては、今のところ前年度を大きく上回る受益者負担金を計上させていただいております。

以上、説明を終わります。

諸岡 党委員長

ありがとうございました。説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑に移る前に、委員の皆様にご報告申し上げることがございます。予算常任委員会正副委員長から決算常任委員会正副委員長に対し、8月27日の予算常任委員会で所管事務調査を実施した補助金負担金について、決算審査の中で取り上げていただきたいとの申し入れがあったと、先日決算常任委員会正副委員長会議にて委員長からご報告をいただきました。委員の皆様方におかれましては、決算審査に当たりましては、理事者から決算審査表として配付されている補助金負担金見直し一覧表、A3の横長いものなんですけれども、そういったものもご参考にさせていただきまして、この補助金負担金についてのご審議を念頭に入れていただきますようお願い申し上げます。

では、質疑に移ってまいります。本日ご説明いただきました部分はあくまでも追加資料の説明でございますので、前回の説明の部分に係る部分についても当然ご質疑いただけますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。この上下水道局の範囲の中で。

伊藤修一委員

補助金の資料をせっかくちょっといただいておりますので、まず。上下水道局にかかわる部分で144番から149番、それで平成22年度決算、平成23年度決算と見て、144番は、平成22年度もゼロ、平成23年度もゼロと。これでお金が結局、当初予算額がそのまま繰り越されているのかな。148番もそうかな。148番は、平成23年度がゼロか。そうやって見たらいいのかな。それで、ゼロ、ゼロと来ているものや平成23年度がゼロというのは、この補助金自体の制度自体が、使い勝手が余りいい制度になっていないのか。それとも、その補助金の役目がもう終わっているのかどうか。その辺の考え方があれば、ちょっと伺いたいなと思うんですけども。

中村生活排水課長

生活排水課の中村でございます。

まず144番につきましてですけれども、私道共同排水管設置設置費補助制度でございますけれども、これは、また別の制度といたしまして、公共下水道を私道へ整備する制度が

ございます。そういう場合に、私道の土地の所有者さんの承諾、契約を結ぶわけなんですけれども、下水管を埋設いたしますもので、そのときに貸借契約になりますもので、実印による契約を結びます。そうしますと、代がおじいさんの代とか、そういう形になると、どんどん相続の関係で、承諾の印をいっぱいもらわなると、実際に下水道を整備したくても整備できないという場合がございます。そういった場合の補完する制度といたしまして、お客様のほうで下水管を共同で入れていただく場合にこちらのほうから補助をさせていただくという制度でございまして、ですので、公共下水道の整備をできる場合はそちらを利用していただいて、それでもだめな場合はこの制度を利用するというところでございまして、この制度の件数が多いということは、逆に難しい状況であったということでございます。これはその補完する制度でございますので、必ず数字が上がってればいいというものではないと考えております。

そして、148番、149番につきましてですけれども、こちらにつきましては、148番につきましては工業下水道のエリア、そして149番につきましては農業集落排水のエリアでございますけれども、生活保護を受けていらっしゃる方が水洗化をしていただくときの補助の制度でございます。こういった場合、持ち家でなければならぬとか、いろいろなその制度を使っていただく条件がございます。こういった中で、土地・建物の所有者さん、もろもろいろいろな調整をさせていただく中で、件数がたまたまゼロになったとかというようなことがございまして、こういう数字が上がっているという状況でございます。

以上でございます。

伊藤修一委員

たまたまゼロということは、そういうこともあるのかわからんし、逆に生活保護の世帯の人にそういう救済策があるというのは、それはメリットというかな、この制度としては大事なことやとはよくわかります。

その次、その上へ上がって行って144番の部分で、確かに用事がなかったということであるけれども、実際その制度自体が補助メニューとして、例えば公共工事に入って行って1m公共工事でもやらせると幾らかかると。この制度を使うと、1m当たり幾らは補助するとか、そういう部分で、格差というか、使い勝手の悪さみたいな部分がこういうところにあらへんかなという心配をちょっとするんだけれども、そこら辺の補助メニューの中の単価設定なんかはどうやる。

中村生活排水課長

中村でございます。

私道の中へ下水管を入れていていただくのに、私どもでこの制度を始めたときに概算の設計をしております。この概算の設計をする中で、全て補助をさせていただくのではなくて、民間さんで、一般の請負比率とか、いろいろな部分を落としていった中で、m当たり、舗装がある場合は1万円とか、舗装がない場合は8000円だったかな。ごめんなさい、ちょっと差をつけて、そのような形で補助をさせていただいておるという形でございます。

以上でございます。

伊藤修一委員

だから、その8000円とか1万円という単価というのは、いつからその単価が設定されてみえるんやろか。というのは、もう今の時代でいろいろ、今の時代に本当にその1万円とか8000円の単価でいわゆる補助メニューとしてするメリットがあるのかどうか。逆に、もう今は物資とか材料費とか資材とかが上がっていく時代に、本当にその部分で見直しの必要な制度になっておらんかなと思うんやけど。

中村生活排水課長

中村です。

この制度を始め出してからまだ5年前後ぐらいしかたっていないと、私は思っております。ですもので、社会情勢の変化の中で、さほど大きな変化はないと考えております。

伊藤修一委員

5年であってということやけど、公共工事が入っていく分には割と、自己負担というのが、その私道の人負担は軽減されるわけやけど、逆にこの場合でいくと、m1万円、m8000円という単価で、実際に後は不足分が出たときに結局それが追い金となるわけで、その負担が結局軽減できれば、メリットとして生きてくるけれども、余りにも負担が大きいと、もうこの制度はちょっと使えやんなということ判断されてしまう場合もあるかもわからないので、5年というスパンで見ているんだったら、逆に次からまた次の5年へいくときに、また見直しも必要かなと。せっかくそういう制度があるんだから使ってほしいとは

思うけれども、どこかの時点で見直しというのは常にしていってもらうとありがたいなと。

ちなみに、過去はそのような、平成22年度もゼロ、平成23年度もゼロやけれども、この5年間たっているわけやで、その前は利用はあったわけやろ。

中村生活排水課長

平成21年度は、補完する形でございまして、1件ございました。そして、平成19年度は4件ございまして、平成18年度は2件という形で、私道の制度に乗れない部分について補完をさせていただいているということで、実績はございます。

伊藤修一委員

実際につないでいってもらうことがとても大事なこともんで、ぜひこういうふうなことの啓発で、どこかいろいろ困っているところを助けたってほしいと思うんです。そのためにはもうちょっと使い勝手のいい制度に切りかえていく意味で、5年の節目で、もう平成22年度、平成23年度、ゼロ、ゼロと来ておるので、少しそういうことの制度の見直しも考えていただければと思いますので、これは最後はちょっと要望程度にとどめたいと思います。

あと、滞納と収納のことについて資料を探しておったんやけども、こうやってつくってもらうとわかりやすいもんで、これはわかるんやけども、前から滞納・収納の中で大口さんという、いわゆる企業倒産とか、そういう部分で、不納欠損とか、そういう部分で何とか押さえることができないか、回収できる手だてがないかということはちょっと言うတာやけど、今回も不納欠損の中で一応法人関係で上水と下水で11件。その辺の部分ではどういうふうな対応ができたのか。その11社の内訳はどうなっておったのか、ちょっとお伺いできたらと思います。

河原お客様センター所長

今お尋ねの件につきましては、今個別の表を持ってはいないんですが、ただ、法人については、やはり差し押さえというか、そういった税のような対応をしてこなかったというのも一因があるんですが、結局破産して、当然財産ももう全部競売されてなくなっているということで、いわゆる回収する手だてがなかったと、結果的にはこういうことでございます。

伊藤修一委員

回収する手だてがないと、すぐこうやって焦げついてしまうわけやけど、その前に押さえる手だてを考えていく必要もあるのと違うかと。他市とか、そういう例はなかったのかとか、そういう先進的に何か取り組みの方法はないかと。それがちょっと課題というか、前からちょっと言うてきとったと思うんやけども、何かそういうふうなことで検討はされたんですか。

河原お客様センター所長

これは平成21年度ぐらいにも伊藤委員からご指摘をいただいた件ですが、まず一つは、平成22年度から市のほうの収納推進課で、何ていうんですか、困難事案といいますか、そういったのを一括で対応するというので、その前提として、私どもは平成22年度から、いわゆる大口案件につきましては、それを前提とした最終催告というのをして、そのフォローをしておるわけなんです。それで、きょうはちょっと資料はつけていないんですが、例えば、その大口案件について、平成23年度、どのような取り組みをして、結果どうなったかといいますと、135件についてそういった最終催告を行い、そのうち分納約束を、5件を除いた130件でとりました。それで、その130件の未納金額が3700万円です。そのうち、ことしの5月末の数字ですが、5月末までで1330万8000円の回収を図っております。3分の1といいますか。ですから、今5件については引き続き交渉中でございますが、このように、昨年の滞納整理の目標というのは、初期滞納を早く対応して、次々発生するのを押さえるというのが一つ。それから、大口困難事案については、こういったそれ相応のやり方をして、できるだけ早くに回収を図るという二つの手法で取り組んで、今のような結果を見ております。引き続きやっていこうと思います。

伊藤修一委員

そういう初期対応というのがとても大事やと思いますので、役所全体のネットワークでそういうふうな情報の共有化、ぜひそういうふうなことでできるだけ早期に対応できることはやっていただくようお願いしておきたいと思うし、あと個人の対応で、よくアパートとか、いわゆる引っ越しで後を追えないという、それは皆どこも、個人の場合でも、税も皆、何もかも理屈は一緒になっておるので、そういうのも合わせて、個人の滞納につい

てもできるだけ全庁的なことでそういう対応も一度検討もしていってもらいたいかなと思いますので、よろしくお願いします。とりあえず。

諸岡 覚委員長

済みません。ちょっと私から関連質問なんですけれども、今の伊藤委員の質問に関連しているんですけれども、よく電気や水道や電話なんかは料金を支払わないと割と簡単にとまるんですが、水道というのは基本的にどれぐらいでとまるものなんですか。

河原お客様センター所長

今現在は1期、1期分というのは2月分なんですけど、1期でも、とめるというのは、まず条例上、日にちを予告して、給水停止、停水予告通知というのをほうり込みまして、その日までに納付あるいは納付約束をいただいたら、一旦保留します。ただ、何も連絡もない、納付も確認できないという場合、その予告日時、何日の午前というのは停水にまいます。そういったのを一昨年までは3期滞納された方を対象にやっていたところ、3期というと半年分になるわけです。それで初期滞納の抑制、今申し上げたような早期に対応するという意味で、3期まで待たずに1期でもということで、中には、営業ですと、1期でも20万円、30万円という料金になるところがありますので、そういう形で、例えば年間で何件ぐらい停水をやっているかといいますと、2万数千件やっております。ですから、月当たりになれば200件弱をやっております。

諸岡 覚委員長

年間2万件で月200件。ごめんなさい。ちょっとよくわからない。お願いします。

坂倉管理部長

ちょっと資料が出てきましたので、去年、停水予告が1万700件余りで、実際の執行が年間で2800件という状況でございます。

諸岡 覚委員長

わかりました。結構です。

では、他にございますか。一回ちょっと休憩を入れたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、10分再開いたします。

10 : 58 休憩

11 : 09 再開

諸岡 覚委員長

それでは、質疑を再開いたします。

先ほどの続きから行きますので。

村上悦夫委員

今後の方針という資料をいただいて、経営方針ですが、当然経営面から考えていけば、県水の単価を交渉するというをまず一番最前提に置かないかんということになるんですが、それから、水需要が減少していく中で、企業の地下水利用、これの歯どめをどうするかと。多額の投資もしてあるわけですから、単価面で損益分岐点、例えばもうぎりぎりのところ、地下水を、今後もどんどん企業は地下水利用に走っていったら、なおさら経営を圧迫するという問題もあるし、さりとて今まで投資した金額もあるから、何とかしてその部分でも回収できるような単価設定、そういうものを考えていく必要があるんじゃないかという気がするわけです。

それともう一つは、水需要が減っていく中で原水の量をどれぐらいずつ今後減らしていけるか、契約。これは、強制的な部分もあるかもしれんけれども、できるだけ受水費を抑えていくという考え方を持っていく中で検討してもらいたいなと思うことと、それから、今3分の2を水道水源として自己水を利用していると。この部分をもう少しふやしていく方法がないのか。こういう検討も防衛的に考えていく必要がある。これは経営的に考えれば、当然、水道事業をより一層充実していく上においては、単価の、コストの安いものをどのように手に入れるかというのが課題だろうと思いますね。

それと、前回問題になりました東員町、あれでも経費をかけても安いということ聞いています、今までの説明の中で。ですから、四日市市内でその水資源が得られない。だけど、周辺地域で水の豊富な地下資源があるということであれば、四日市市内の地下水だけを考えずに、そういったこともあわせて資源を求めていく必要があるんじゃないかなと、

長い目でそういったことも考慮していく必要があるんじゃないかというのが私の考えですけれども、いかがですか。まず県との問題交渉をどう図っていくか。大口企業の歯どめをどうかけるか。それから、地下水資源を四日市市内でもう求めることができないのか。この地下水の制限については、平成19年か平成18年かに保護条例をつくってもらったのですが、あわせて、これはまた防災の面からいくと、今地下水を個人的に確保しようという動きも今後出てくるかもしれませんね。そういった問題も残るとは思いますけれども、今とりあえず3点について、今後の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

塚田上下水道事業管理者

村上委員のおっしゃることは、そのとおりだと思います。今、局としましては、まず一つは給水量が減ってきているということで、まず25mm以下の小口、これは一般家庭ということになるわけですが、これはもう、少子高齢化、それから人口が減っていく、そして節水器具がもっと普及してくるということで、小口のところの給水量を将来に向けてふやすというのは、非常に難しい、まず無理かなと判断しております。そうしますと、40mm以上の大口、このあたりをどうするかと。当然、経済状況によって動くということがございますけれども、今、四日市で一番大きいのは、専用水道化して地下水、それから工業用水に切りかえていっているというところが多いわけがございます。

今の四日市の水道料金の料金体系は、ようけ使うほど高くなっていくんです。それで小口の一般家庭のほうを安くしているという料金体系になっております。ですから、どうしても企業としては安い料金のほうへ走る。それに目をつけた井戸屋さんといいますか、そういったところが企業にセールスに行って、売り込みに行っているということがございます。ですから、今の専用水道も、自前で設備を買い取って使うというのでなしに、その井戸屋がその設備を持って、 m^3 幾らというような形で売っているという形態なんです。その m^3 当たりの単価を水道水と地下水と比べると、地下水のほうが非常に安いということになっています。ですから、今いろいろ検討はしておるのですが、なら、その地下水よりも安くできないかと。安くして地下水化していたのが戻ってきた場合に、今の収益より上げれば、それはそれでいいんじゃないかと。ではそのボーダーラインがどれぐらいのところまでいくんだというような検討もしております。

それともう一点は、村上委員がおっしゃったように、今まで企業に向けて設備投資しているんですね、太い管を入れたりとして。それを回収する必要というのは当然あるわけで

す。そういった設備を回収するというのは、基本料金につながるわけです。ですから、その基本料金の単価をどのような形ですれば、設備投資が回収でき、なおかつ、それが地下水へ流れていかない。そういったところのラインというのもあります。ですから、そういうのも含めて、現在、専用水道化している業者にいろいろヒアリング等も行いまして、今後歯どめをかけていくにはどうしたらいいのだということで、いろいろな方向から探っております。ですから、この結果を出すにはもう少し時間がかかるとは思いますが、将来に向けては、こういうところをしっかりとっていかなければならないと思っております。

それともう一点、水道局の自己水でございますが、四日市市内で新たな水源開発というのは、以前に調査しまして、もう難しいといった調査結果が出ております。井戸というのは毎年減水していきます。減水して、先ほど説明させていただいたように、だんだん自己水の量が減ってきています。ですから、減水をさせないために、その横へまた新たな井戸を掘る。要は新しい井戸に交換していく。そういった形で減水をとめていって、自己水を確保していく。そういった考え方で第2期の施設整備計画というのを立てておるところでございます。

それともう一つは、四日市市以外でそういった水源を求められないかということですが、これは非常に難しいところもございまして、先般、東員町の水源で、東員町では、四日市の自己水の3分の1を東員町からもらっております。それに対して協力金を払っていた。それを解消したというところで、これは少し収益が上がっておりますが、そういうような形のものがございまして、なかなか四日市の行政区域外で新たな水源開発をするというのは、非常に難しいと思っておりますし、仮にできたとしても、そこから四日市まで引っ張ってくる管路整備、これにもまた莫大なお金がかかるのかなと思っております。そうすると、今度は県水の単価をどうしていくかということでございましてけれども、今、企業庁の決算とか、そういうのをもらって、そのあたりをつぶさに調べて、当然企業庁としても経費節減してもらおうところはしてもらって値下げをしていただくように、これは四日市だけで働きかけてもちょっと難しいところもありますので、北勢地区の市町一体となって企業庁のほうへ働きかけていきたい。ことしも料金値下げの要望書ということで、今決裁をとって、近々また企業庁のほうへ行こうかなと。こういう努力と、それからもう一点は、単価を下げるのと、責任水量がございましてけれども、先ほどの説明でも、県水が1万6000tだったか、使っております。責任水量は1万tですので、責任水量よりかようけ使っておりますが、例えば自己水がもうちょっと減水せずに確保できて、県水が1万tも要らんというこ

とになれば、責任水量も下げてくれというお話もあわせてやっていくという時期が来るのかなとは思っております。こういったところで努力し、なるべく水道料金の値上げというのを避けていきたいなと思っております。

村上悦夫委員

努力はしていただいておりますけれども、この単価の低い資源をいかに獲得していくかということに尽きると思うんです。それと、今僕はちょっとわからんでお尋ねするんですけれども、県水は今、木曽川、長良川、一旦あれは伊坂ダム、山村ダムで中継しておるんですか。今ダムの水は工業用水だけですか。飲料水はないの。

塚田上下水道事業管理者

飲料水は、今、桑名の播磨の浄水場がございます。そこで木曽川、長良の水を浄水して、そこから送ってきています。それから三重用水は、水沢に浄水場がございますが、そこで浄水をして送ってきています。したがって、伊坂は、あれは工業用水の一旦中継地みたいなところですよ。

村上悦夫委員

飲料水には使われていないと。なるほど。わかりました。

いずれにしても、そういった方針を出していただいて、水資源は、単価の安いものをどう求めていくかと。確かに、地下水がそれだけ枯渇してくるというか、もうそんな状況にあるんですか、今。湧水していくということで、今のポンプ場、地下水を吸い上げているところと少し範囲を変えてくみ上げることによって、また現在使っている井戸水のところが湧水していくという状況になるんですか。僕はその辺がわからないんですが、範囲としたら、いろいろな地下水を求めていく範囲というのはあるかと思うんですが、隣に掘ることによって現有のものが湧水するということでは困るわけですが、その辺の調査というのはなされてみえるんですか。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。

先ほど隣に新しく更新するというような考え方をご説明させていただいておりますが、

今の現況の井戸というのは、経年的に、だんだん地下水をくみ上げている中で、目詰まりと申しますか、そういう意味での老朽化というのが進んでまいります。ですので、その近辺に更新して、同じような深さの井戸になろうかと思えますけれども、そういうものを設置するということになりますと、新規の状態というような形の能力が確保できるかなと考えております。ですので、そういうところを今後第2期の水道整備計画の中で検討してまいりたいと考えておるところでございます。

村上悦夫委員

水量をふやしてくみ上げるということになると、なお全体的に影響を及ぼすということになるんですか。例えば、2本掘ったらどうかという意味で、1カ所で1本のものを2本掘ってくみ上げたら、それをやったら、なおもう水源がなくなるということになるんですか。その辺のところはどうですか。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。

先ほどのご質問は、今あるところに複数のものを新たにというご質問かと思えます。地下水というのは、そこへ集まってくる流量というのはある程度決まっておりますので、そこに今ある単体のものを複数にしたから、では倍にふえるかという、そういうわけにはなかなかいかないという部分はあると思えます。基本的には、地下水を下げると、即座に砂を巻き込んだりとかということがございますので、地下水は一定になるような形での運用というものが重要になってまいりますので、そういうところというのは、逆に言うと、試験掘りとかということで取水能力を見きわめていくということになってくるかと思えます。

村上悦夫委員

水質とか水量によって違うんでしょうけども、今、海水を水に変えようかという時代だから、いろいろとそういった上流に求めていくということも可能じゃないかなという気がするんですが、それは今後またいろいろと検討していただくんだらうと思えます。いずれにしても、原水の受水費のコストダウン、企業との関係、これをぜひ、損益分岐点の原価にすれすれのところで、先ほどの基本料金というところが設定価格だそうだけれども、

利用してもらおうほうが今の場合はいいんだと思いますので、その辺の単価を精いっぱい出して、企業が地下水に走らないように歯どめをするということを考えていただきたいと思っています。

竹野兼主委員

村上委員が言われた話の答弁をいただいて、大口受水が減少の傾向にあって、その対策を検討されているというのは、そういう企業に対する、要するに、井戸屋と先ほど言われましたけれども、その井戸を運営しているというか、委託でやっているところの会社が利用している費用よりも下げるみたいな検討をされているというのは、なるほどなという話を聞かせてもらいましたし、村上委員が言われた40mmの大きな管を埋設している費用の部分では、例えば企業としては、水の安定性という部分では、それをなしという状況になると非常に困るという中では、考え方として、そのこのところに供給を、受け身だけではなくて、こういうものがなくなったときに困るみたいな、そういう営業方法もひょっとしたらあるのではないかなというふうに今話を聞いて思ったところです。そういう施策の中でしっかりと企業に対する聞き取りもされているということなので、その点はしっかりとやっていただきたいなと思ったところなのですが、その中に一番最初の1ページ目のところで、平成21年8月からの四日市市水道ビジョンというのが10年間を目途にしてということが進められているわけですが、ここに、平成26年4月には、当然税率が8%と3%上がるということで、ますます需要に対する、例えば企業にしても、住民の方にしても、値段が上がる。これは税が上がるということですが、実際には財布の中からはそれだけの部分が出ていく中で、この四日市市水道ビジョンは、5年たちますと、多分5年ごとにある程度見直しはされると思うんですけども、その点について見直しも当然かけられると思いますが、その点についてはどうなんですか。

久志本経営企画課長

中期経営計画というのを来年つくるんですけども、その中で検討してまいりたいと思っております。

竹野兼主委員

当然、今の状況を考えると、値段を下げる、要するに今の現状維持という形には絶対に

なりませんよね、税が賦課されるわけですから。そこのところで、使うことについて、この辺は、うまく言えないのですけれども、本当に厳しい経営状況が予想されるので、その点についての周知する部分のところとか丁寧な説明みたいなものというのはその時期にはまた必要になってくると思いますが、中期計画の中でのしっかりとした対応をお願いしておきたいなというところが一つ。

それから、河原さんのほうで、全て滞納の部分、欠損の部分につきましては、行方不明者とかというのがあって、委員の方の中にも、その行方不明という部分の中で、委員長が言われたものですが、各課と連携してという話をされていたわけですが、この辺について意識されている部分というのは何かあるんですかね。要するに、これまでの欠損は仕方がないにしても、何か新しい、行方不明者にならない部分、それを少なくするというような方法を例えば他の課と検討したとかというようなことはあるんでしょうか。

河原お客様センター所長

もちろんありますが、どちらかといいますと、生活実態というのは、そっちのほうがいわけて、いろいろな手続をされるより水道を使わなくなったのが早いんです。という意味です。うちへの問い合わせなんかは逆にあるわけですが、そういう意味です。

竹野兼主委員

わかりました。それは要するに、一番現場で、例えばいなくなったとかという可能性がわかるわけですよ。その部分では、例えばアパート関係で、要するに住民票を移さずにそのままいなくなるということはあると思うんですけれども、例えばそういう民間のアパート経営のところ、移られるときというのは、個人情報とか、そんなので、なかなか教えてもらうことなどというのはできないんですかね。

河原お客様センター所長

今は、別にお尋ねして聞けるときもないとは言えませんが、どちらかというところ控えると思います、職員としては。ただ、今ちょっと昔と違いますのは、随分使用水量が減ったとしますね、あるアパートの居住の方が。そうすると、何か派遣で一時期、一月とか二月とか遠いところへ行ってこられて、また急に帰るといふか、そういう本当に転居なのか、何ていうんですか、出稼ぎではないですが、就労のために遠隔地へ行かれていますかという、

特にアパートで単身の例ですが、そういうケースもままありますね。

竹野兼主委員

実態をそういう形で把握されているというのは、知っていらっしゃるという部分。監査の課題の部分でいろいろと指摘されるところの中に、そういう細かいところだとは思いますが、より欠損部分を少なくするための意識、どうすればそういうことが何か解決につながるのではないかという意識をぜひ持っていただきたいなというのを一つお願いしておきたいと思います。

それと、この監査の課題の残る点についてという部分ですが、監査のほうとしては、上下水道局は借りかえや負債の部分をしっかりと進められていると、評価はすごくされておられます。その中で、この2のところ、技術流出対策とかという、技能か、技能流出対策とかというような部分のところで監査のほうから指摘されたりしているところがあると思うんですが、この辺は、委託をどんどん進めていくことで費用の減額。でも、その技能を残せなんていうのは、実際この現場のところで可能なのかなというのを感じる場所があるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

矢田施設課長

施設課の矢田でございます。

先ほどのご質問は、外部委託における委託業者の増によって、技術職員、特に現場での職員の技術的な確保ということでございます。これにつきましては、私どもはこれまで、行革という形で、職員の不採用というような形で、退職者を不補充という方針で進めてまいりました。そういう中で人員は減っておるわけなんですけれども、現実問題としては、今の運転管理、それから巡視、それから軽微な補修というものについては、今の現有の職員の中で何とかやりくりしながら若手の職員と複数でやっていくような形で、技能・技術の確保に努めておるという状況でございます。

竹野兼主委員

今、若手の職員という話ですが、継承も一緒にその中に入っているということですね。わかりました。

今の状況、職員がどんどん減っていく中でのこれって、余りにも職員を減らし過ぎたの

ではないかなと、ほかのところ、全体を見ていても思うところなんですけれども、人件費の抑制という根本のところがあるので、なかなかその解決策にはならないとは思いますが、今こういう課題を突きつけられている部分の中で、ぜひ若手職員の技術継承みたいなところもしっかりとやっていっていただきたいなと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

とりあえず。

伊藤嗣也委員

村上委員の関連になろうかと思いますが、管理者から、関係受水市町と連携して企業庁に対して値下げ交渉を粘り強く行ってまいりたいと。当然値下げ交渉するには、現在の県水の単価の内訳等は把握されておって、どこの部分を狙い撃ちで値下げ交渉をされるのか。そういうカードを持っていないと、値下げ交渉は難しいんじゃないのかという点と、あと責任水量を下げる時期が来るといようなお話もあったと思うんですが、これは、責任水量と給水単価の関係というのは相反する関係だと私は理解しておるんです。したがって、その辺をどう捉えた上での先ほどのご発言なのかということです。

それと、午後もありますか、この委員会は。

諸岡 覚委員長

それはわかりません。

伊藤嗣也委員

もし資料を、よろしいですか。資料だけいただくのは、午後でもいただくとかというのは、また。

諸岡 覚委員長

その資料請求をして、資料がないと質疑ができないということですか。

伊藤嗣也委員

いや、そんなことはないです。別ですけども、今のとは。

諸岡 党委員長

議論とは関係なく、資料だけ欲しいと。それなら、申し添えてください。

伊藤嗣也委員

この四日市市水道水源保護条例の四日市市水道水源保護審査会の要綱とか、これに関する資料ですという。あと、その構成員というのが、ずっと同じ人がなっているといけませんので、どのように入れかわっているか。どういう人がなっているかという資料をいただきたいんですが。

諸岡 党委員長

それは、当委員会開催中ということではなくて、後日でも結構ということですね。

伊藤嗣也委員

はい。

諸岡 党委員長

では、資料につきましては、そのように取り計らってください。

では、先ほどのご質問にお答えください。

久志本経営企画課長

先ほど追加資料で出させていただいた給水原価のところは、あれは有収水量で割った原価になっております。四日市の実際の受水水量と受水費の比率でいきますと、大体161円ぐらいになっています。愛知県あたりを比較しますと、同格と比較しますと、60円から100円あたりになっています。ということで、かなり三重県の受水費が高いというのがわかります。その中でも特に三重用水の受水費が非常に高くなっております。セグメント情報を見ますと、三重用水でかなり利益を出して、ほかのところは余り利益が出ていないという状況がわかりますので、ターゲットとしては、三重用水をターゲットにしたいと考えております。受水市町が今、鈴鹿と菰野と四日市で、その中でも四日市がかなりの割合を占めておりますので、この三重用水をターゲットにして、企業庁に対して妥当な単価にさせていただくようにプレッシャーをかけていきたいと考えております。

伊藤嗣也委員

私が伺ったのは、当然値下げ交渉をされるのに、三重用水は単価が高いから三重用水に絞ってという今のお話だと思うんですが、その中の何がどう高いからというのを把握されておるのか。その部分のどこを下げてくださいと。

久志本経営企画課長

基本料金がすごく高いということは、当初の投資額がすごく高いということになっています。原価明細は、残念ながら、代表監査も無理だろうと決算審査のときに言われましたけれども、恐らく出さないだろうということで、難しいとは思いますが、想像しますと、愛知県と比較しますと、ダムがあるのが大きな原因になっておる。あくまで答えはいただけませんけれども、愛知県の安いところと比較しますと、ダムがあるのが大きなコスト増になっておる原因ではないかと考えております。

伊藤嗣也委員

そうしますと、そういうダムがあるから高いということで、そこを狙っていくと。ぜひ、交渉に当たっては、いろいろとその中のどこを狙うというのを絞ってやってください。

塚田上下水道事業管理者

少し補足させていただきますと、企業庁の決算資料というのにはもらっているんです。その中で水系ごとの決算が出ております、木曾、長良、三重用水と。それを水系ごとに見ていくと、三重用水だけ突出して純利益が多いわけです。純利益が多いということは、これは制度上、純利益をほかの水系を回すということとはできないんだと思うんですが、そのあたりをちょっと攻めていきたいなと思っています。

伊藤嗣也委員

ありがとうございます。その辺に絞っていかれるのは、そうですね、利益が多いという。ぜひ頑張ってください。

あと、責任水量との関係ですね。相反する。その辺はどう捉えておられるのか。

若林政策推進監

若林でございます。

委員がおっしゃるように、責任水量と単価というのは、これは相反するものになっております。非常に交渉というか、この仕組みを打ち破って壊していくというようなことになっていくということではか仕組みを変えられないのかなと思います。ただ、それができるのかどうかというの、まだわかっていないというか、これから研究していくということになりますので、この責任水量を下げますということは、現時点ではちょっと申し上げられないというようなことになると思います。

以上です。

伊藤嗣也委員

そうしますと、とりあえず単価を下げる話はしますけれども、責任水量の話はもっと先の話であって、当面話はしないということによろしいですか。

若林政策推進監

申しわけありません。ですから、責任水量を下げていくということについては、ちょっと交渉は今はできないと申し上げたつもりであります。まだ責任水量以上に使っている部分がある。その部分については減らして、自己水で補充するというような、そういう水利利用を市、局の中でできる範囲のことは、頑張っってやっていきたいということでございます。

以上です。

伊藤嗣也委員

わかりました。それで頑張ってください。よろしく申し上げます。

三平一良委員

水道管の破裂事故があると、その法定耐用年数をはるかに超えておったという話を聞くんですが、市全体で法定耐用年数を超えている割合というのはどのくらいあるんですか。

そして、鉛の管は計画的に取りかえていくという計画があるけれども、そういうものを取りかえていく長期的な計画はあるのかどうか。

出口水道建設課長

三平委員の、耐用年数を経過した管のことをごさいますけれども、今現在、昭和35年以前のところについては、改良をしております。今、経年管の中で昭和36年から昭和44年というところの整備をしておりますして、全体の約30%に当たる部分をこの第2期水道施設整備計画の中で取りかえにいきたいと考えております。

三平一良委員

昭和36年から昭和45年までやった。

出口水道建設課長

昭和44年です。

三平一良委員

昭和44年。昭和44年以降でも、法定耐用年数というのは超えておるやろう。40年と違うかな。

出口水道建設課長

水道ビジョンの中では、一応40年と委員はおっしゃられているのですが、私のほうは耐用年数を60年と踏んで計画しております。

諸岡 覚委員長

ちょっと確認なんですけど、法定耐用年数という言葉というのは、そもそもそういう言葉があるんですね。それで、実際に法律で定められているという前提なんです。だとすると、その40年と60年でかなり開きがあるようなんですけど。

出口水道建設課長

全部が全部そうではないんですけども、主には水道管につきましては、法定耐用年数が40年のものがほとんどだと思います。

諸岡 覚委員長

そうすると、今の60年とするというのは、四日市独自の判断で勝手に60年にしているという意味ですか。

出口水道建設課長

どの市町村でも同じですけれども、長寿命化を考えておりまして、できる限り延ばしていくということを考えてございます。

諸岡 覚委員長

ちょっと代表して確認ですけれども、法定耐用年数というのは法的な縛りはないものなんでしょうか。勝手にしてもいいものなんですか。

出口水道建設課長

法的には縛りはありません。

諸岡 覚委員長

はい、結構です。

三平一良委員

でも、法定耐用年数は40年と言われておるわけやわな。

諸岡 覚委員長

その法定耐用年数のもう少し厳密な意味を。

塚田上下水道事業管理者

公営企業ですので、減価償却をやっていきます。その減価償却の年数が、管は40年ということですから、管は一応、いろいろな土質、それから道路の交通量によって耐用年数というのはすごく変わってきております。減価償却は40年ですが、今までの経験則上、60年はもつということ考えておりまして、平均60年ということで今経営計画をつくっておると。ただし、交通量が多いところとか、土質が酸性とかアルカリ性とかのきついところなどは、やはり早く悪くなりますので、そういったところは、漏水とか、そのような現

象があらわれてきますので、そういうところは早く取りかえると、そのような考え方で進めております。

三平一良委員

下水道管についても同じ質問をしたいんですが。

諸岡 覚委員長

下水道管につきまして。

柴田下水建設課長

下水建設課の柴田です。

下水管につきましては、コンクリート管につきましては一応50年と言われておりまして、四日市市の下水道につきましては、昭和29年から工事をスタートしたという中で、おおむね50年を過ぎた管が中心市街地にあるということで、中心市街地の部分について今その調査をして、更生工事をせんなん部分について、調査と、それから工事をしている部分もございます。

それからあと、四日市市が引き取った団地のほうで、いろいろな古い団地などですと、もう既に50年たっているところもございますので、その辺で漏水等もございますので、その辺についても調査をして、傷んでいるところから順次更生工事をして対策をしているというところでございます。

以上です。

三平一良委員

せっかくこの負担金について説明いただいたので、流域下水道建設負担金の6000万の箇所を教えてください。どこをやったわけ。

若林政策推進監

済みません、北部と南部という意味……。

三平一良委員

いやいや、北部と南部ではなくて、これの工事の箇所。建設負担金やろ。

諸岡 覚委員長

政策推進監、説明の前に、この資料だと何番のものになるか、ちょっと教えてもらえますか。負担金なので、載っていますでしょう。

三平一良委員

これ、決算説明資料の83ページの、これは推進協議会の会計やな。83ページの6048万円というやつです。

若林政策推進監

決算説明資料の84ページにございます流域下水道の建設負担金は、北部処理区で2800万円余り、南部処理区で3200万円余りということでございます。これにつきましては、三重県の流域下水道建設事務所というのがございます。そちらが、処理場、北部ですと北部処理場が川越にございます。これに建設する費用の流域下水道の建設負担金につきましては、50%余りが国からの補助金でできております。それ以外の部分の半分を県が持って、もう半分を関係市町の汚水量で負担割合を決めて負担するものでございます。今回の北部処理区につきましては、申し上げた北部浄化センターの建設工事に当たる部分と、南部処理区につきましても南部浄化センターの建設費の分というふうに、ちょっと今詳しくは、データを持っておりませんので、申しわけないんですが。

諸岡 覚委員長

もう少し詳細なご説明はできないですか。

若林政策推進監

申しわけありません。今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので。

諸岡 覚委員長

では、その部分に関しては、午後にもう一度ご説明をいただくよう準備願います。

三平一良委員

それは説明してほしいんやけども。負担割合は国庫補助が2分の1と書いてあるわね。法によっては、測量設計は補助しないというようなものがあるんやわ。工事だけ補助になります、測量設計はやりませんというものがある。それで、これはそんなことはないのかどうか、一回調べてみて。

諸岡 覚委員長

それでは、そのあたりについて、ちょっとお昼休みの間に資料を整えていただきまして、この部分に関してはちょっと午後ということに扱わせてください。

伊藤修一委員

関連して、ちょっと気になることがあったもので、さっきの老朽化の話やけれども、長く使えば使うほど結構なことやみたいな話があったんやけども、本当にその60年というスパンが結局状況によっては違うんやったら、前倒しでどんどん老朽管の入れかえとか、そういう整備はしていくべきだと思うんやけど。例えば建設改良費でも、執行率が67%で、第2期の水道事業でも1億円の不用額を出しているわけやな。そうすると、それだけ1億円も不用額があるということは、もっとそのお金も有効的に活用して、前倒しでそういう老朽管対策とか、防災にもつながることやね。予防的な意味で、早目早目にそういう対応もしてもいいんじゃないかなと思うんやけれども、その考え方はどうやろ。実際に不用額が出ていることもあるんやけど。

諸岡 覚委員長

上水、下水ともに言えることですけれども、できるだけ長くもたせてという考え方だけれども、いや、そうじゃないと、可能な限り早目早目に前倒しするという考え方もあるのではないかと、そのようなご指摘だと思いますが、これは事業管理者、ご答弁いただけますか。

塚田上下水道事業管理者

私どもも、早目早目の設備更新というのはやっていきたいとは思っております。ただし、水道に関しては、全て水道料金で賄っております、一般会計からの繰り入れというのは

ないと。そういう中で経年管の更新、それから耐震化工事をやっていかなければならないというところで、おのずと建設事業費に回せるお金というのは決まってきます。これはもちろん、料金値上げをすれば当然建設というのは進むわけですが、なかなかそうはいかないという中で、あるいは給水収益の見合いの中でそういった工事をやっていく必要があるということで、設備を長くもたせるといふか、そういうことをやっていきたい。

それと、新しい設備をすると、今度は減価償却費がボーンとはね返ってきまして、企業の採算性がなかなかとれないというような状況も出てきますので、今の経営計画の中で、収益に見合った建設をやっているということでございます。

伊藤修一委員

計画的にやるのは結構なんやけれども、ことしもこの執行率が67.2%と、建設改良費、上水でも。それで1億円とか何億円という不用額が出ているということは、もっとそのようなことに対してそのお金を執行できた余裕があったんじゃないかと。もともと長いこと使おう、長もちさせようという考え方があれば、この執行率でええやないか、不用額が1億あってもええやないかとか、そういう発想になっていってしまうので、そういう部分では、どんどんそういう不用額が出ないように、お金を生きたお金として、更新にお金を使うってしてもらおうということは、必要と違うやろか。

24ページの資料を見とんのや、私。別の資料、この資料の24ページ、その小さいほう、それに67.2%と書いてあったで、不用額がようけ多く億と出ているで。

諸岡 覚委員長

すぐお答えできますか。時間もあれですので、すぐお答えできないという判断であれば、一回休みを挟みます。答えられるなら答えていただきますが、どうしますか。

(「ちょっと時間を下さい」と呼ぶ者あり)

諸岡 覚委員長

では、先ほどの三平委員の質問と伊藤修一委員の質問に対する答えは、午後の部に持ち越しとさせていただきます、一旦お昼休みに入りますが。

川村幸康委員

職員の人数のやつだけ、表とかあったか。どこかについとる。平成23年度、平成22年度と平成23年度のあれで、どこから減らしたのかな。平成21年度から3年間ぐらいで見られるもの、どこかに載っていましたが、総数。よう探せんのやさ。

(「水道決算書の15ページです」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

15ページ。ここか。わかった。いいです。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

川村幸康委員

けど、比べられるやつがあるとええなと思って、平成22年度か平成23年度か。どこが減ったのかなと思って、ちょっとそれだけ資料を下さい。

諸岡 覚委員長

その資料はお昼の間につくれそうですか。

川村幸康委員

ええよ。きれいなんじゃないなくてもええよ。

(「そうしたら、手書きで」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

いいです。それでいいです。

諸岡 覚委員長

つくれそうですね。わかりました。

それでは、他にちょっととりあえず午後に向けて資料請求だけしておきたいという方があったら受けまして、なければ、お昼休みに入りますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

では、一旦ここで休憩に入ります。

再開は1時か1時半か、どちらでもいいんですが、1時でよろしいですか。1時15分。ちょっと資料がようけあるので、どうかなと思ったもので、こっちがよくても。中をとって15分。では、中をとって1時15分再開とします。

12:03 休憩

13:17 再開

諸岡 党委員長

では、再開いたします。

午前中の続きで進めていきますので、まずは三平委員の質問された部分から進めていきたいと思います。

資料の説明をお願いいたします。

若林政策推進監

よろしくをお願いいたします。

まず資料といたしまして3番のもの、これが、決算説明資料の84ページに北部処理区と南部処理区の主な箇所を示させていただきました。これの詳しいものが、A4判2枚つづりでホッチキスどめをさせていただきました。平成23年度国補、北勢沿岸下水道北部建設費内訳ということで、2枚目が南部になってございます。

内訳といたしましては、管渠が1として、上段の細かい表ですけれども、これに載っております。これが菰野幹線をやっているということで、菰野幹線の分と、2の処理場に付きましては、北部浄化センター。こちらは、系列ごとにさまざまなことをしております

ので、B 1という系列と、A 3、A 4、A 5系列、それぞれについて工事を行っております。

2枚目につきましては、南部処理区のほうの明細をつけております。管渠としましては楠幹線。処理場といたしましては、これも南部浄化センターの水処理施設ということで、これは地上部のものをつくっております。この表を見ていただきたいということで、よろしく願いいたします。

以上です。

諸岡 覚委員長

では、質疑を続けてまいります。

三平一良委員

こっちのほうの6000万円という数字は、これで見ると、どうやって合わすの。そうやないと、わからへん。

若林政策推進監

摘要欄に、北部処理区で2800万円、南部処理区で3200万円ということでございますので、これの合計が6048万円余りということになってございます。

こちらで四日市分がどうかということでございますね。これは、大変申しわけありません。まずどこをやっているのだということですので、こちらの資料を用意させていただきました。こちらの箇所が平成23年度の工事箇所でございます。これが全体費用で入っておりまして、これを県の負担分と市町の負担分に振り分けるということで計算されまして、今回の数字になっております。それで、負担金につきましては、平成22年度からの繰越分も入ってまいりますので、そういうものの合計として6000万円余りということでございます。ですから、平成23年度に行ったところということで、こちらの細かい表を用意させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

三平一良委員

そうすると、菰野幹線というところの部分で四日市が利用しておるとのことやね。

若林政策推進監

菰野幹線につきましては四日市は利用しておりませんので、こちらに関しては負担はなしということになっております。ただ、流域下水道全体の考え方としまして、これは四日市が利用するから四日市は負担しませんというのではなくて、管渠全体を、この北部処理区全体を見て、全体の費用をみんなで割って負担しようよという考え方の中でやっておりますので、本来は負担するものになっております。したがって、楠幹線について、南部で先ほど出てきたのですが、これも数回延ばしている幹線なんですが、こちらは負担をしております。なぜ菰野幹線を負担しないんだということになりますと、これは菰野町の都合で無理を言って延ばしてもらっているということですので、これは当初の計画にないものを菰野町都合でやっているということで、菰野幹線については負担はしていないということでございます。

川村幸康委員

どこで6000万円を合わせたの。

三平一良委員

いや、それは細かくはわからへんのや。

川村幸康委員

決算やで、この中に入っているというのは、どれを拾うと6000万円になるの。

若林政策推進監

こちらは途中段階での内訳ということで、これは平成24年2月14日の資料になってございます。このうちの平成23年度に完了した分というのを決算の時点で三重県のほうも締めますので、その費用に対して新たに計算されたものがこちらへ送られてまいりますので、それに基づいて負担をさせていただいておるということでございます。ですから、これのうち的一部分というか、これの部分と、それと平成22年度から平成23年度へ繰越をされた部分、これに対する四日市市の負担分ということで、支払いをさせていただいております。以上です。

川村幸康委員

そうすると、こっちの大きなほうのやつでいくと、本来、例えば流域下水道の建設負担金が、どれとどれがなってどうなってきたというのがわからんと、これもつukれないやろ、本来ある決算でいくと。そうすると、今のやつの説明にならへんのと違う。これからまたやってと、縮めたいやつなんやで、決算は。最低限、例えばこの6000万円何がしかというのは、何かで上がってきたものできちんと明確にならんとあかんのに、これはならんものなの。例えば、私らでも事業をやっておると、決算したときには必ず、一から積み上げてきて結果こうなりましたということはあると思うけど、それは在庫とか、去年から繰り越した何かというのはあるけど、切っとるわけやで、それはちょっと説明になつたらんなどという気がするのやけど、このことだけではなく、決算の仕方としてさ。

諸岡 覚委員長

いかがですか。

塚田上下水道事業管理者

この6048万3000円、これは県のほうから建設負担金という形で、これの内訳なしに私どものほうへ請求が参ります。それを局としては、県のことだから間違いはないということで、これを決算へ上げています。ですので、今後県のほうへ少し申し入れをしまして、この金額の根拠、当然この計算式もしかりですけれども、それもあわせて市のほうへ請求してもらうように、県のほうへ申し入れをさせていただきます。

川村幸康委員

だから、負担金やで、払わなあかんのは払わなあかんと思うんやけど、どれだけのうちどれだけ割合とか、ここからここまでは県がするけど、ここからここまでは市町の本当はせなあかんところも助けるのやでというところの負担金は出なあかんの、そこは今後の課題じゃないけれども、本当はちゃんとしておかなあかんのだということは、決算としての指摘やわな。そうでないと決算にならんのかなと思って。

諸岡 覚委員長

では、今後、これだけではなく、負担金に関しては、相手が県であっても、その根拠の明示を求めていっていただくようにということで、委員会の総意として申し入れをさせていただいて、この件は終わらせていただきますが、終わらないので。

三平一良委員

そうすると、今度は高見台に引いてもらうわね。引いてもらう分は、全体にカバーするんやなしに、今の話だと、桑名市も含めたところで負担をしていくということだけれども、今度の場合は東員町と四日市市が負担するということ。

若林政策推進監

今回につきましては、高見台につきましては、これは三重県の都合ですということになってございます。したがって、三重県が負担するということになってございます。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

竹野兼主委員

ちょっと南のほうですけれども、今後、埋め立てとか、新しく事業拡大の形になっている部分でいくと、これはまた負担金はふえるのかなというのをちょっと確認だけしておきたいんですが。

若林政策推進監

もちろん、事業として三重県が正式に行う分については、各市町で負担も行っていくということになります。

竹野兼主委員

埋め立てをやるよと言いながらなかなか進んでいない状況もあって、いろいろなところで問題が出てきていると思うんやけど、状況によって、何か今のいろいろなうわさだけなのかもわからんのですが、技術改良によって本当はもう面積をふやさんでも処理できる能力があるんじゃないかみたいなことを聞いたりするんやけど、そんなことはないんでし

ようかね。例えば、そういう状況であれば、これから人数も減っていくことでもあるし、あえてパイを本当にふやさなあかんのかなというのを、ふやせば当然負担金が余分にふえることなので、そういうところの視点というのはひょっとしてあってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、その点はどうなのか。

若林政策推進監

今、私どものほうへ、埋め立てしなくてもというようなことは、ちょっとお伺いはしておりません。もちろん、そういう視点で極力事業を抑えるような形でということは、今後の打ち合わせの中では申し入れはしたいとは思っております。

竹野兼主委員

当初の埋め立ての面積からするとぐっと減ったので、そこのところは十分そうなのかなとは思いますが、今言う技術革新の中で、より負担金がかからないような状況を今申し入れるということなので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

諸岡 覚委員長

この件に関して、他にございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

よろしいですか。では一旦この件は終わらせていただきます。

続いては、先ほど午前最後に伊藤修一委員の質問が途中で終わってございましたので、続けていきますが、若干記憶が薄くなっていることもあろうかと思っておりますので、もう一度伊藤修一委員のほうから、質問から進めてください。お願いいたします。

伊藤修一委員

管理者のほうから、いわゆる長もちできるものは長もちしたほうがええやないかということは、一つは考え方もあるけれども、実際、いわゆる整備は前倒しできることはやっていったほうがいいんじゃないかと。そういう部分で言えば、本管のでかい300mmとか、あ

んなのはもう耐震化もあってどんどんやっていって、逆に言えば、管路とか、300mm以下とか、そういう部分が残っていってしまうと。ことしの決算を見ると、いわゆる不用額で1億円ぐらい建設改良費も残ってるわけやで、そういうふうな考え方で、長もちさせていくよりも、不用額が出ておるのやったら、もっと前倒して整備をしていくべきだったのと違うかと、そういうふうな話で、この不用額の部分を説明してくれと、そういう話だったと思うんですが、いかがですか。

矢田施設課長

施設課矢田でございます。

まず、先ほどご指摘いただいております不用額について若干説明をさせていただきます。第2期水道施設整備費の工事請負費では8000万円弱の不用額が発生しております。この内訳といたしまして、まず朝明1号井の整備ということで、朝明1号井の更新というものを計画に位置づけておりまして、平成22年度用地取得、平成23年度工事实施というような予定でございました。それに対して、用地取得が不可能ということになりましたものですから、この整備費予算として2000万円というのが発生しております。あと、発注段階においてまとめて発注する、それから基金の見直し、それから既設のものでも無理すれば使えるというようなものをということで、設計段階で予算に対して削減を行ったということがございました。その部分がおよそ3000万円。それから、入札差金等で、施設課、水道建設課合わせておよそ3000万円程度の入札差金が出てきたということで、不用額が以上の金額になったということでございます。いずれにしましても、施設課、それから水道建設課のほうで予算を執行しております。予算の執行見込み等を今後なるべく早く把握して適正な執行に努めてまいりたいということで、委員ご指摘の、もうちょっと、経年管の布設がえ等のほうについて、そのような形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊藤修一委員

いろいろ事情があって不用額が出たということはわかるんやけど、その大きな金額を年度末まで残していくよりも、途中で補正を組んで別のところで生きた金に使うというのも、一つの経営感覚とか管理能力やないかなと。特に、そんな差金が出てきたとか、いろいろな用事というのは、確かにわからんことやったかわからんけれども、ふだんからそういう

発想とか、ふだんからそういう感覚がなければ、年度末まで積み残していった、最終的に不用額でしたということになっていってしまうので、そこらは局全体の考え方やないかと。さっきも言うとしたけど、設計段階で予算で見積もったけれども、もう古くても使えるやないかとか、それはやりくりやである話かもわからんけれども、逆にそういうことばかり、始末せい、始末せいということが体質的に持っていると、本当に前へ前へ進むこともできないし、まして、今、防災とか減災とか、そんなのが言われる時代にどんどんおくれていってしまう。逆に最近では、管でも、300mmでも、周りは100走っているけど、1カ所だけ50が残ってしまっておるとか、いろいろなそういう互い違いや食い違いが出て、ボトルネックになっていくところがあっても残されていくわけや。そうすると、課題がどんどん先送りされるだけで、結局やりくりのほうを優先しておるといふ。そういうことでは、逆に使うところは使って前倒しでどんどんやっていくことも考え方と違うかと。そのことを一歩踏み出さんことには、やりくり上手で褒めてもらうだけではあかんやないかと。そういうふうなことを思うとるんやけど、管理者の……。

塚田上下水道事業管理者

まさに伊藤修一委員のおっしゃるとおりだと思います。申しわけないと思っています。今後は、執行管理を早目にし、いかに予算と違う金が余ってきたのかというのを把握し、それが工事として前倒しの形で執行できるように、早く把握するように努めてまいります。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

この件に関して、他に関連がございます方。

川村幸康委員

よくわからんけど、そうすると、不用額が出たのは、済みませんでしたということ、使わなあかんと思うとるわけ。どっちなのか。繰越も含めて。伊藤修一委員が言う中で、使えるものは使うたらええという話は、私はよくわかるんやけど、どの辺までは水道局としては、予算の中で、不用額も含めてやけど、次のときに繰り越してためていこうかとしておるのか、どうなのかなと思って。ある予算が余ってきて、今でも差金とか、そんなのが来たのをまた使えば、それもあれやし、どちらも考え方は当たると思うとる中

で、どっちかなかなと思うて、経営というのは。だから、そこらははっきりと考え方をしておかんと、監査の指摘のこととまた矛盾することを言うとなと思ったもので。

塚田上下水道事業管理者

考え方としましては、当然、当初予算を組むときに、給水収益、3条予算、4条予算はございますけれども、そういうのできちっと利益が出るような形で予算組みをしております。したがって、不用額を出せばいいという考えは持っておりません。予算どおりの執行をしていくというのを基本的に考えておりまして、ただし、入札差金とか単価の見直しで余裕が出てきたときは、これは工事を前倒ししていくべきだと考えております。

川村幸康委員

そうすると、工事は前倒しでやるべきやったということになる中で、例えば、当初に計画を立てるわけや。それで余ってきたものを、使わなあかんで使い切っていくのか、それは当初の予算どおりでしていった結果こうなりましたよという話と、二つあるわけや。今言うてる話でいくと、その中の事業年度の中で、単価の見直しとか、そういう差金が出たで、それはまた予算の中で補正で組んでやっていくという考え方なのか、どっちかなかなということ。だから、さっきは、その不用額は余りやんと使うていくと言うたし、もう一方では、財政のほうは、それは全部ためていくという考え方をしとるわな。連動はしとらんと思うけど、どっちかなと思って。

塚田上下水道事業管理者

そのあたりは、一般会計と企業会計の違いというところがあると思います。ですから、企業会計でやっておりますので、例えば経年管とか耐震工事、これは早くできたほうがベターなわけ。ただ、収益的ないろいろな計算をして、単年度でできる事業量というのを当初予算ではじいているわけです。その中で、コストの見直しとか、入札差金とか、そういったところで当初見積もっていた予算よりも余裕が出てくれば、それは工事の進捗を図って、企業会計の責務として、早く経年管、耐震化工事を進めていきたいと考えています。

竹野兼主委員

ちょっととんちんかんな話なのかもしれんですけど、例えば入札差金が出ますよね。補正を組みます。組んで工事を始めたけど、結局、時期的に繰越明許になりましたみたいなことがありますやんか。こういう部分で、去年も何かその予算のところではいろいろと問題になったと思うんですけど、この辺の考え方というのはどうなんかなと。今言われるみたいに、前へ進めるという状況なので、繰越明許をしてもそのところで補正予算を組むのがいいのか、よく言われますやん。そこで繰越明許になるくらいやったら、次の新年度の予算で組んだほうがよかったんやないかという話が結構あったので、そのところの考え方というのはどうなのか。ちょっとそこだけ。もし変な話でなかったら。

塚田上下水道事業管理者

基本的には、年度内完成というのは大切なことやと思っています。ただし、先ほど言ったように、予算に余裕が出てくるといった場合、それを、ではいつの時点で工事発注をして年度内に終わらせるかというところが非常に重要なことだと思っています。だから、当初の予算で組んだ事業発注を早くしていけば、入札差金等の把握が早くできて、次の発注する工事に余裕ができると。したがって、そういうような体制といいますか、そういうのをつくっていく必要があると思いますし。ただ、おくれて発注する場合もございます。そういうときに入札差金等が生じれば、それは不用額として処理をせざるを得ないなというふうには思います。

川村幸康委員

水道で水を売って商売しとるわけやで、投資せんなら、私らで言うと、肉を売って商売してもうけて、投資をせんなら、その分は利益やわな。それがもうかったんやったら、それをまた使えという話と、それから、売ってもうけて残ったものをどうするかという。だから、企業会計でも、当初予算の計画どおりやってやるのが正しいのか、いやいや、そうじゃないよと。だから、税金が余り余ると減税せいみたいな話と一緒に、使い切り予算みたいなところがありますやんか、一般会計の考え方で。その中でも最近では税収が読めない中で、基金に回したりして貯金をしていますやんか、行政の一般会計のほうは。企業会計のほうで、企業会計やでというけれども、どうなるかわからんという見方もあるわけや。そのときのこと考えながらいくと、当初予算どおりに進めるほうがいいのか。今みたいに.....。どっちがいいか悪いかとは思ってへんやけど、水道局の考え方として、そういう

ものが出たときには、それをそっちへ回したほうがいいのかというのは、どっちの道をとるのかなと思って、選択肢として。余り見えやんのやわな。伊藤修一委員に言われたら、それはそのとおりだと言って、それはそれでええんやで、おれは。そやけど、当初予算が組んであったんやで、予算は予算のなりにいって、残ったのは残ったで、それは企業会計としては、何や、利益というか、収益になるわな。違うの。どっちなのかなと思って。

久志本経営企画課長

それぞれの企業会計において、維持管理費を3条予算と言っています。建設改良費のところを4条予算と言っているんですが、建設改良費のところでは、不用額が出て、維持管理のところの損益計算につながるところでは、不用額が残っても、利益にはつながってはおりません。ただ、基本的に、経営の安定を図るためには、予算どおりに執行するのが一番望ましいと考えております。逆に、残してしまうというのは、早期に建設改良をやるべきということの中で、残すのはよくないとは思いますが、経営の安定のためには、予算に合わせた状態で決算を迎えるのが一番理想と考えております。

川村幸康委員

そうすると、例えば、これは私は、24ページを見ておると言うったやろ。そうすると、建設改良費で予算額が23億円あるわけやろ、これ。違うの。それに対して決算は15億円。翌年度繰越が4億8900万円。これは違うの。これは違うの、資本的支出とか。そこを見て伊藤修一委員は言うったんやろ。意見書のところの24ページを見て言っったんやけど、そうすると、今のやつでいくと、繰り越す5億円もあれも、使っても使わんでも、利益にならんとしたら、どこへそのお金は行くの。建設改良費準備金みたいなもので持っていくわけ。初めから落としてあるわけ、会計上。

塚田上下水道事業管理者

もうちょっと私の頭の中で整理してお話しさせてもらいますと、まず純利益というのは何だということになると、給水収益がありますよね。給水収益を得るために費用があります。その差し引きが純利益になります。この純利益は、ではどうするんやという、これは借金の返しに充てます。減債積立金にします。ですから、お金としては残らないという形になります。一方、こっちの資本的収支及び支出。この24ページを見ていただくと、

資本的収入が6億2700万円ですね、予算でいくと。支出が29億8600万円あります。まるっきり赤字ですよ、これ。この赤字を埋めるのに、減債積立金とか、それから減価償却の金とか、そういうのを充ててやっていくわけです。したがって、建設事業というのは、資本的収入及び支出の欄に入ってきますので、予算どおり使えば、これはこの資本的収入及び支出でおさまるわけです。ですから、私は、不用額を出さずに前倒しをして事業をしたほうが、市民のためにもいいなと思っておるわけです。

川村幸康委員

そうすると、売った、そして取った利益は返して、そして、例えば別に要るそういうものは、そういうもので別会計にしてやっておるとのこと。

塚田上下水道事業管理者

別というか、財布が別。

川村幸康委員

財布が。だけど、水道局としての財布は一緒やろ。違うの。水道局としての財布は一緒と違うの。

(「水道会計です」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

だから、水道局としての会計は一緒やと思うんよ、私は。変な話、こっちに金があるので、こっちとこっちを相殺して、右のポケットか左のポケットから出すだけやろ。でも、一人の人間から出しておるお金には変わらないわけやろ。違うの。通帳が幾つもあるのと一緒なのと違うの。

久志本経営企画課長

基本的に、建設改良費を金額にのせなかった場合には、当然、企業債も補助金も全部減ってきますので、その面での資金は入ってきません。それと、損益計算で出た利益について、資本的支出が不用額に残ったから利益になるのではなくて、キャッシュ的には残りま

すけれども、損益計算上はその不用額が費用として加味されませんので、利益は変わりませんけれども、キャッシュ的には、その建設改良費がやらなかったことによって、キャッシュは内部の中に残る形になりますが、損益計算上は影響がないと思います。

川村幸康委員

だから、複雑な会計と言うとるけど、使おうと思っった建設改良費を使わなんだということなんやで、どこかに残るわけやろ。その会計のやり方は私らはようわからんけど、100円出した、10円もらったとか、そういうやりくりはわかるわけやで、難しく言わんとやると、建設改良費に使おうと思っった23億円のうち、5億円ぐらいは翌年度に繰り越したりなんかすると、それは使わなんだということやろ。

久志本経営企画課長

本来、先ほど管理者が申しましたように、資本的収入と資本的支出に大きな差があって、利益で出た分とか内部留保の分がそちらへお金が回っておるわけですが、その不用額が出たことによって、貸借対照表の現預金の欄は、使わなかったということで、キャッシュの金額がふえる形では残っていくと思います。それが次年度以降キャッシュ的に使われる資金となると思います。

川村幸康委員

だから、私が聞いとるみたいに、建設改良費の予算どおりに使わんだときに、それを使っていくという考え方もあれば、当初予算どおりやっていくという考え方も悪ではないわけやろ。だから、私は、例えば現金出納簿でここに現金がある帳面と、こっちに当座のほうの帳面があるとすると、現金を1000万円なら1000万円を当座へ入れたら、こっちの現金出納簿は、現金が減って銀行に預金に預けたので、こっちはこっちで銀行に銭を預けて、プラスとマイナスになるわけやな、当座のところの簿記上でいうと。現金が減った、ふえたというやり方をするわけやんか。そうすると、ここの場合でいうと、そういうやりくりをしていく中で、塚田さんの言われる話でいくと、関係ないという話じゃないんかなとおれは思うとるねん。だから、予算どおりやらなあかんのと違うんかなと思って、それを残ったからといって使うと……。

塚田上下水道事業管理者

資本的収支のほうで予算を余していくとどうなるのかということになりますが、それは、過年度分の損益勘定留保資金、これは減価償却とか、そんな帳簿上のお金ですよ。キャッシュとしてはない。それへ積み立てていくだけになります。ですから、留保資金がふえると。予算を余したら、損益勘定留保資金がふえるという形で帳簿上は残るということです。ですから、その留保資金をようけ残したとしても、今の局の水道会計でいけば、今の留保資金で十分賄えるわけです。だから、それ以上残す必要がない。ということは、予算どおりの執行をしたほうがベターだと考えます。

諸岡 覚委員長

多分、双方がおっしゃっていることは非常に近い。若干言葉のニュアンスの問題だけなのかなという気が、正直、今やりとりを聞いていて思ったんですけども、川村委員、いかがですか。

川村幸康委員

ここは一旦これで。ほかの切り口で。

諸岡 覚委員長

これに関して、他にございますか。では、一旦これで、これに関しては終わります。また後ほどあれば、時間をつくれます。

続いては、午前中、同じく川村委員から資料請求いただいておりました職員の人数についての資料、これのご説明からお願いいたします。

坂口管理部次長兼総務課長

総務課坂口でございます。

お手元に1枚の両面の資料を配付させていただきました。ちょっと見にくい資料で申しわけないんですが、片面は水道、裏面は下水ということで、人数を入れさせていただきました。括弧書きは、平成22年度の数字でございます。

まず、水道のほうを見ていただきたいと思います。水道のほうはトータルで102名で、平成22年度が107名ということで、5名減です。内訳につきましては、職名の内訳はごら

んのとおりでございます。

それから、裏面のほうでございますが、下水でございます。下水のほうも、同じように括弧書きは平成22年度ということで、トータルでいきますと、右下になりますけれども、平成22年度は98名、平成23年度は94名ということで、4名減ということでございます。内訳はごらんのとおりでございます。

それから、川村委員が言われましたのは、課別の職員数はということになりますと、この表ではちょっと合計していただかないと出ませんので、ちょっと口頭で申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

諸岡 覚委員長

はい。

坂口管理部次長兼総務課長

口頭で言います。まず、総務課でございます。

諸岡 覚委員長

それは水道の話ですか。下水道ですか。

坂口管理部次長兼総務課長

下水道、水道合わせての課別の合計を申し上げます。総務課は2名増の17名ということ。経営企画課は1名減の14名。これは23年度の数字でございます。お客様センターと生活排水課は、実は平成22年度は営業課ということで一つの課でございましたので、そのときが33名で、平成23年度はお客様センターが20名、生活排水課が11名ということで、これは増減なしでございます。それから、施設課についてですけれども、こちらは6名減の44名ということでございます。施設課といいますと、局庁舎内の施設課と、それから水質管理室、それから日永浄化センター、水源管理センターの職員を含めての数字でございます。この6名減といいますのは、いわゆる労務職、技師でございますが、定年退職に伴う不補充ということで、減ということでございます。それから、水道建設課は1名増の17人、水道維持課は3名減の30人ということ。それからあと、下水建設は41人は変わりございません。以上で、トータルしますと、局全体で、平成23年度は196人、平成22年度は205

人で、9名の減ということでございます。

以上です。

川村幸康委員

一つは、マックスだと何人ぐらいおったんですか、水道局は。

諸岡 覚委員長

過去最大のときに。

坂口管理部次長兼総務課長

済みません。私はちょっと勘違いしまして、条例定数と思ひまして、要するにマックスは224人以内ということでございます。年度別は、ちょっとお待ちください。

武内総務課総務係長

総務係長の武内でございます。

上下の合併しました平成17年の4月時点でございますが、局全体で職員数が249名でございます。

川村幸康委員

249名が最大おったんですね。

武内総務課総務係長

そうでございます。平成17年4月1日時点で249名の職員数でございました。

川村幸康委員

249名から今196名でしょう。そうすると、55名ぐらい減で、法定が、さっき224名と言っていましたか、条例定数が。議員定数でも2割かそれぐらい減でいっておるのがあれなんやろうけど、一番ええころかげんというのはどこまでいくのかなと思うんですが。例えば、平成17年に249名おったのが、だから、削り過ぎて今度は立ち直らんというのもあるし、それ以上の心臓部を出したらもう終わりというのもあるだろうし、外部委託したけれ

ども、何か見ておると、システム高がついたとかどうで結局は割高になったとか、機器の更新か何かでそう書いてあったよ。どこかに書いてあったよ、そうやって。何か業務委託を行って3000万円したけれども、設備更新に5000万円要ったとか、委託にまた6000万円要ったとか、この水道事業の のところに書いてあるやんか。外部委託拡大傾向にあることと指摘されておる中で、コメント、考え方なんやろうけど、どっちともわからんのやわ。だから、最後、目標値が書いていないもので、何人が適正で、これ以上は減らしませんか、最低限これだけは要りますという中で、あとはコスト削減をどう考えるかというのはあるやろうけど、最低、店売りと揚げ物と肉を切る人と、誰と誰とはもう削れませんか。それ以外で、配達ぐらいはよそへ外注に出してもええけれども、どうしましょうとかというのがありますやんか。そんなのがこの中に書いてあるのでは見えてこんもので、ただ単に、変な話、外部委託で浮いたといったら、職員の給料が高かったという話にしかならへんわけや。一緒の効果を上げてもらうのに、それだけ経費削減ということは、安い人間を使うたという話なんやな、これは絶対に。そうすると、最低どれぐらいの人がおらんと、水道局としてはしんどいのやというのを、私はちゃんと出すことも必要なのかなと。そんな、下手をすると、塚田さん一人残って、あとは全部外部委託という話もあるんやでさ。

諸岡 覚委員長

なかなか難しい質問だと思いますけれども、例えばこれは来年度つくる中期計画ですか、そういったものの中にもこういうのは考えとして入っていくんですか。

川村幸康委員

例えば、考え方やけど、私らが議員になった平成7年ぐらいのときに、教育予算は2割やと聞いておったんや。だから、200億円ある。多いも少ないもないんや、合うとるのやみたいな話で聞かされておったところがあるのと一緒で、四日市港管理組合の負担金のあれでも、雑駁に見たとか、職員の人数も、人口比から見たらこれだけが大体というのは、大体やけれども、何となくそれでみんなつりあいがとれて納得もしているところがあったやないですか。そこからいくと、水道局が、もうある程度管も引き渡って、発展期と違って維持管理していくだけの中で、どれだけぐらいが要るんかなという。それに売り上げが減ったり、人口が減ってくると言うとるんやったら、売り上げが減ったら1人減らさなあかんのかと。最低限ここまでは要りますよというのが局自身の方向で出せないのやったら、

私らが考えて出すんか。局自身はどう思うとるか。そういうことは要るんかなと思う。まずは答えを聞かせて。

塚田上下水道事業管理者

おっしゃる意味はよくわかります。行財政改革プランというのをつくっております。ただ、それはほとんどが現業の職業の中で行財政改革というのをつくっております。ですから、日永浄化センター、水源管理センター、それと水道維持課の、管の漏水とか、そういった修繕をつさかどる業務、それからお客様センターの料金、それから検針、そういったところを外部委託して、人員の削減をしてきております。こういった業務は、きちんと行財政改革の中で最終的な人数というのも定めて、計画的に人員を減らし、委託に出している。このような状況でございます。もう一つ、一般の職員ですが、設計をやったり、監督をしたり、また事務の仕事をする一般職員でございますが、ではこの一般職員の適正な人数が何人だということをはじくのは非常に難しいと思っています。現状を考えてみますと、毎年毎年人員を減らされてきています。特に土木技師が、退職者の数よりも新規採用の数が少ない。これは入ってこないというのがあるんです。募集はしてもらうんですが、応募人数に足りない。そういったことで要望から削られておるといような現状があります。

私の感じから言いますと、今がもう目いっぱいかなと私は思っています、一般の職員に関しましては。ですから、これ以上減っていくと非常に苦しいなと考えていますし。それから、水道はだんだん配水量も減っていく。そういう中で、では人は減らせるのかということ、これは水道のほうも減らすというわけにはいかんです。人を減らすには、設備を縮小するとか、そういうことがなければ、人を減らすというわけにはいきませんので、冒頭経営方針の中でも少しお話しさせてもらいましたように、既に配管が終わり、配水池も、配水区エリアが分かれた中で、一つの配水池を減らすということもできません。一つの配水池を減らすとなれば、その縦断の高さ的なものもありますし、また管路をもう一回引き直さんならんというような事態も出てきますので、かえって不経済ということがあります。そういうことを総合して考えていくと、やはり今的人员というのが、私はもう一番きついところかなと思っています。

川村幸康委員

だから、前にも言うたように、計画を中期や長期に立てていく中で、でも年々減らしてきとるわけやんか。もうあかん、もうあかんといっても、50人減らしたわけやんか。多分平成17年度も、これは目いっぱい削りましたという話をしとったで。だけど、50人減ってきてオケーなわけやろ。そうすると、決算の指摘にも書いてあるように、水需要を的確につかむとか、そんなことも難しいんだと、みずからの人間ができる努力の部分というのは、一つは、もう本当にシャープでもどこでもあかんようになってきたらあなるだけの話やんか。それからもう一つあるのが、技術革新か、外へ活路を見出してやっていくことなのか、それと仕入を抑えるということやわな、あともう一つ考えられるのは。どれか3点ぐらいなんやけど、今回のこの資料の中でも、書いてはあるけど、それをどうするというのはないんやわな、これにも。書いてあるよ、検討するとか、努めますとかあるけども、具体的にどうするということがないで。

ここから私の意見として、一遍コメントも聞きたいんやけども、一つは、例えば受水費で25億円ばかり出しとるうち、飲用水が20億円ぐらいなんかな。19億円、大体20億円ぐらいあるでしょう。ほとんどそこでしょう。そこをポイントに、伊藤嗣也委員のときには交渉するという話をしておったけれども、これだけやで、これだけで責任水量制を蹴ってやってくださいというのは、もう見直しはきかんわけやろ、今のところ。そうすると、そこも、仕入れのところもなかなか最終的には見直しがきついんやから、水需要をやりますとかここに書いてあるけれども、現実的には。そうすると、自己水を上げるか何か上げるか、何かで目標を掲げやんと、このままではもう絶対につらくなるわけやんか。そうすると、そういうのを抽象論で書くんではなくて、もっと具体的に何か書かんと。保護条例のこのエリアを見ておっても、下の水脈なんていうのは、ぐっと吸い上げれば遠くからもとれるわけやろ、これ、違うの。水みたいなもんは、自己水源はもう限界だと言っとるけど、深く掘ってぎゅーっと吸い取れば、とれるん違うの。

(「地盤沈下が起こる」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

そんなに起こらへんやろ、深いところを掘りゃ。いやいや、よっぽど何か考えやんと、おれは、受水費の見直しというのはもう無理やと思うんや。わしらも形式的には言うよ。けれども、最初から決められたやつやで失敗したんやさ、高つつくあれは。だから、別の

見方をすることを考えやんと、このままではあかんのかなと思って。

諸岡 覚委員長

コメントがございましたら。

塚田上下水道事業管理者

まず受水費ですが、伊藤嗣也委員のときにも答えさせていただきましたけれども、責任水量を減らしていくのも一つというのを私は言いました。ただ、今の時点では責任水量が1万tちょっとで、今受水しておるのが1万6000tですので、責任水量よりようけ受水しておる。だから、これをまだ減らさせてくれという段階ではないというのは一つ。

それともう一つ、受水の料金ですが、これは三重用水のほうはかなり企業庁は利益を上げていますので、そのあたりを突っ込んで、ちょっとまけてほしいということを申したいと思っています。そういったところで費用を減らしていきたいというようなことでございます。

それから、これから当然その経営計画というのは立てていきますので、その経営計画のときに一番の問題は、では給水収益をどのような金額で置いていくのだと。その見通しというのは非常に、一番もとになるところなんですけど、難しいところがあります。ただ、今の傾向としては右肩下がりになっていきますので、そういった形での収益をまず上げて、その中で費用をどのように減らしていくのか。その費用の中に当然人件費というのもございますので、先ほど言いましたように、行革プランにうたわれているのは、そのとおりの形での人件費は上げていく。職員数としては、やはり現状維持の職員数を挙げておくべきかなとは思っておるところでございます。

では将来的に経営はどうなるんだというところを皆さんが一番心配していただいておりますのかなと思っております。非常にありがたいなと思っております。ただ、長期で考えていけば、当然収益を横ばいにしていくという努力というのは非常に大事なわけなんですけど、それでもまだ減っていくということになれば、考えるのは三つございます。一つは料金の値上げですよ。値上げはまずいということになれば、一般会計からの繰り入れということもございます。それと、最終的には、こういうのはほかの市町も一緒です。では、ほかの市町と一緒にどうしていくのかというのが一つあるんです。要は、水道の広域化にして費用を抑えていくというのも一つの考えなんです。ですから、今はまだ安定経営を

しておりますけれども、その経営が行き詰まるというのが目に見えてきたときには、そういったところを真剣に考えていく必要があると思っております。

川村幸康委員

まず、受水費なんやけど、まけてと言って、まけてくれるのかなと思ってさ。今もうかっておるのでまけてと言えば、それは簡単な話で、野呂知事のときに聞いたときにもまけられないと言うとったで。どれだけか、過去からの変化を教えて。

久志本経営企画課長

5年に1回見直しをしていただいています。基本的には、新しい投資をしない限り、投資した設備ごとに耐用年数が違いますので、短い耐用年数の減価償却費が落ちてきますので、基本的には受水費が下がる理屈があります。過去にはなかなか、言わん限り下げられなかったみたいなんですけど、どんどんつついてくることによって、5年に1回ずつ必ず下げさせていただいております。それでも三重用水については利益が出ているので、まだまだ甘いと考えております。

比較表を今どこかに入れてきたんですけど、資料を出させていただきます。

川村幸康委員

だから、ずっと言われとる受水費、三重用水は高いというのはなかなか下がらんし、今後もそれは5年、10年、そうは変わらんと思うな、これ、払うお金。そなん、3分の1とか4分の1にはならへんやろ。ならんでしょ。

それと、村上委員が言うもったみたいに、自己水をどうするかというのは、よっぽど何か、そんなことを言うけど、もうないんやといたらないの。それとも、どうなの。

久志本経営企画課長

冒頭に私、調査した結果、新たな水源を見つけるのは難しいという説明をさせていただきました。これは、今の四日市の井戸は浅井戸なんです。大体20mぐらいの深さなんです。ですから、浅井戸での水源の確保が難しいという結果は出ております。

ただ、専用水道で、どこでもいつでも掘っておるといった話もしましたがけれども、あれらは全部深井戸なんです。100mとか200m。だから、そこまで行けば、水は出るんでしょ

うね、多分。ただ、そこまでの調査がしていないし、そこまで掘って、では採算的にどうだということもあるんだと思いますし。それと、深井戸だと、どうしても日水量というか、そういうのが少ないのかなとも思います。どうしてもケーシングとか、そういったパイプが、太いパイプは無理かなとも思いますので。だから、そういったところ、それと経済性ですね。そういうのをあわせ持ってどうなのかなということはあると思います。

川村幸康委員

水道水が安定して出てくるというのは、それでその質もいいというのは、今後は多分大きな魅力かなと私は思っとるねん。この間熊本市へ行ったら、「私らのところは世界一ですよ。人口規模で見ると、世界を見ても、この規模の町で100%地下水というか、あれでやっているのはうちだけです」と言って、熊本市だけは人口がふえているというので、そんなものかなと思って。確かに、それでも、もし水のないことも考えると、大変なときに、水は大事やなと思うと、電気・ガスは民営化しても、水道だけはなかなか民営化にならんのかなと思うと、税金でどれぐらいまで面倒を見てもいいと市民が許すのも、ちゃんと経営はしておかんと許さへんし。そうやろ。ぜいたくしとったらあかんやろうし、きちっと切り詰めるところは切り詰めてやるということと、同時に、独占企業やで頑張らん節もあるので、どうやって頑張るかということも常にやっていかんとあかんのかなと思うと、そういう自己水をどこかで探すとか、何か努力をせんと、やっておるけれどもだめなんですという話では少しよくないなと。もう少し水道局自身が、よその水道も賄ったるわぐらいで商売してもええのかなと私は思うとるもので、市長が言う70万都市を目指すんやと、多分そういうことはきちっと書かなあかんと思うな。四日市の水道局の体制で、70万人の人が水だけは安心しておいしいものを飲めますよというのは、最低限の担保かなと思うので、ミネラルウォーターで勘弁してくださいではないと思うので、だから、相当重要なことになるのかなと思うとるの。景気が悪いと余計にそういうことは、みんなの中で。だから、少し決算を機にして、水道局自身がもう少しそっちのほうにいけるように、現状維持で、人口も減っておるし、水需要も減ってきて、ちょっと大変なんですわという話とは違うほうにいかなあかんのかなという気がしとるのやけど、これも私の意見。

伊藤嗣也委員

1点だけ、川村委員に関連いたしまして、新しい井戸を掘って、私も自己水をふやす必

要があると。というのは、そういうカードを持っていないと、県に対して交渉ができないと思うんです。県も、自分のところは自己水もふえないのに、四日市に下げますとはなかなか言いづらいところもあるかと思います。

それからもう一点、これは草津市ですけど、福井県で原発事故が起こったときに、琵琶湖の水が汚染される。そうなると、水道がともに打撃を受けるわけです。で、今回そういう対策で実は打たれたわけです。本市においても、当然季節とか風向きなどによって、大垣市もそういうことを言っておるので、本市も影響がないとは言えん。特に河川なんかからの、水源地ですね。それをきちっとやる。安全な水を安心して、これは非常に大事だと思うんですけれども、どこを見ても触れられていないけれども、今どうなのかなと。井戸水はその点は安心だと思うので、必要だと私は思うんですけど、どうでしょうか。

塚田上下水道事業管理者

実は、東日本の大震災のときに、放射能汚染というところが心配だったということがございまして、その放射能の測定は、県のほうで鈴鹿山麓のところと水道の浄水場でも放射能測定をしておりました。おかげで、測定結果は全てオーケーだったわけです。先ほど伊藤嗣也委員がおっしゃったように、福井県の原発で事故があったときに、最近のニュースでいけば、当然琵琶湖が汚染されると。そして愛知県、そして三重県の一部まで流れてくる可能性があるという報道がされました。それでいくと、揖斐川、長良川、木曽川はどうかちょっとわかりませんが、そのあたりにちょっと影響してくる可能性もあるのかなということになりますと、これは県水ということになってきて、当然四日市ももし汚染されておれば影響を受けるということにはございますので、今のところまだ直接的な検討というのはしておりませんが、県と一緒に、そういう事態が起こったときに、検出はどうするの、汚染されたときにはどうするんだというところを今後県とも協議していきたいと思います。

伊藤嗣也委員

責任水量のお金の県もありますので、あわせて、とにかく一度ご検討ください。よろしくお願いします。

以上です。

竹野兼主委員

今言われた、1万6000t やったっけ。それは1万t が責任水量ですよ。ということは、6000t カットできれば、19億円かかっておる部分が、6000t 使わなくてもよければ、当然金額を安くできるわけです。だから、その数字的な部分で言えば、今の自己水を配水管のところでは技術的なものができれば、当然安くできるのかなと思って聞いておるんですけども、そういうようなものを今後検討していただくといいんですかね。ちょっと教えてもらいたい。

塚田上下水道事業管理者

責任水量が1万t ちょっとのところを、1万6000t、県水を買っているということで、6000t を削減すれば、それだけ受水費が安くなるということになります。その6000t をどういうふうにかバーするんだということになるんですが、6000t は、新たな水源を見つけて、自己水として採取する必要があるということになりますので、その6000t を四日市市内で見出すことができるのかどうかと、それをやったときの設備費が県の受水費と比較してどうなんだということになってくるのかなと思います。

村上悦夫委員

ちょっと尋ねたいんだけど、大矢知の水源地、あれは朝明川の伏流水だったんですね。今それがとまっているということは、水質が悪いということだとまっておるんですね。どうなんですか。

兼浦施設課副参事兼課長補佐

施設課兼浦と申します。

大矢知水源地については、ちょっと鉄分・マンガンが多いということで、現在ではもう取水停止して、施設ももう全部撤去されております。

村上悦夫委員

撤去はわかっているんだけど、ああいう水質が一部、今マンガンが多いとか言われて、ほかにも何かあるんですね。その水質は、上水として飲めないからということもあるんでしょうけれども、朝明川がこの四日市の3河川の中で一番きれいな水だったと思うん

です。山へ住むようになってから大体が水が悪くなって、団地ができてから非常に悪くなった。これは事実なんです。でも、今下水の事業が大分残っていて、きれいになってきつつあります。きれいな魚も泳ぐようになってきましたから、よくなったんだろうと思うんですが、水資源を考える上においては、河川の伏流水をうまく取り入れて、安全な基準に水質を変えていくという技術ぐらいはあるだろうから、そのようなことは今後考えていけますか。そういう資源は求めないんですか。

塚田上下水道事業管理者

今、四日市は、内部川、三滝川、朝明川水系、それと東員町は別としまして、その三つの流域からとっております。そこの河川の中で、村上委員が一番きれいとおっしゃられましたけれども、今の時点では一番汚いんですよ、朝明川は。鉄・マンガンは多いし、それから大腸菌群、クリプト、この間、管内視察で見ていただいたと思いますが、紫外線照射装置。あれは大腸菌を殺すというか、そういう装置なんですよ。

村上悦夫委員

殺せるからいいじゃないの。

塚田上下水道事業管理者

それで、今あの紫外線照射装置がついているのは、あそこだけなんです。ほかはきれいなんで、必要ないんです。

それともう一つは、あれでもかなり高価なものなんです、鉄分・マンガン、これらが多いと、管が詰まるんです。すぐ濁水の原因になってしまう。この鉄分・マンガンを取る除却装置もございます。これも考えているんですが、これもすごく高額になるんです。ですから、仮にその元大矢知の取水井を生かしたとして、どれだけの水が取れる。それに対してマンガン等を除却する装置をつくったときに、県水と比べてどうなんだというところはあると思います。

諸岡 覚委員長

村上委員、よろしいですか。

村上悦夫委員

わかりました。あれが一番きれいと思っていたものが、一番汚いということ。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

一応今はあくまでもこの資料に基づいて職員の人数の話の関連ということでしたので、途中から全く関連ではなくなってきていたような気がするんですが、もう一回基本に戻って、この資料に関しての関連でまだございます方。

竹野兼主委員

その人数の部分なんですけど、四日市では、行革プランでもともと人数を減らすというところと、平成17年の3月で、集中改革プランでしたっけ、5カ年の人数の削減というのを総務省に提出しなければいけないという形で二重に人を減らされていたと思うんですけども、そのこのところでの問題というのがあるのと違うかなとずっと思うとったんですが、そういうことはないんですかね。他の自治体から比べれば、非常に人の減らし方というのは異常なぐらい減らしておると思うとるのやけど、その部分で言うと、ちょうど退職者の定年のところで数字を合わせられたというところはあると思うんですけど。

坂倉管理部長

管理部長の坂倉です。

もともと平成10年ぐらいに最初に大きな行革大綱が出たと思いますけど、それから3年ごぐらいの市独自の行革プランをつくってきて、途中で国から5カ年のをつくれということになって、それと重なった形で、それを市のものをそれに置きかえた形で、今また次の行革プランになったという認識を持っていましたので、二重にというか、市のものを国に巻き変えたような形でちょっと私は記憶しておりますが。

竹野兼主委員

実は、総務省の集中改革プランというのは、四日市をモデルにしてつくった話なんですよ、これ。だから、先進的に進めていた部分を国が採択して全自治体に出した話なので、四日市は余分に、今管理者が言われたみたいに、人数はこれでぎりぎりやという話であれ

ば、財政的にもいろいろあるかもしれないけれど、少しの人数の確保という、今、技師を募集してもだめだというのを聞くと、その辺はどうにもならんのかなと思いつつも、そうなってくると、途中採用とか、そんなのでも探すべきなのかなみたいなことを思っていたので、その辺のところは、これ以上少なくなってもらうのも困ると思うし、そのところはトップとして、何とか人員の確保というか、もう少しぐらいは人をふやしてもいいんじゃないかなということを一応意見としては言っておきたいと思うので、一言言っておきたいと思います。

諸岡 党委員長

では、意見ということでとどめておきます。

他に、とりあえず今の職員の人数に関して、関連はございますか。

(なし)

諸岡 党委員長

なければ、この資料に関しては一回終わります。

委員の皆様にお尋ねいたしますけれども、まだこれ以外でご質疑ございます方はどれくらいいらっしゃいますでしょうか。遠慮なく手を挙げていただければ。

そうしたら、一回休憩を入れます。45分再開といたします。

14 : 30 休憩

14 : 45 再開

諸岡 党委員長

定刻になりましたので、再開させていただきます。

それでは、午前中からの積み残しの宿題は先ほど終わりましたので、再度改めて、フリーのところで質疑のございます方。

(「水道水源の宿題が残っていた」と呼ぶ者あり)

諸岡 覚委員長

水道水源の宿題。

(「資料請求していたんや」と呼ぶ者あり)

諸岡 覚委員長

そうか。それが残っていました。では、その部分から始めていきたいと思います。そうしたら、まずこの資料のご説明をお願いします。

久志本経営企画課長

経営企画課の久志本です。よろしくをお願いします。

お手元に四日市市水道水源保護条例と審査会の委員名簿を配らせていただきました。

まず、23条を見ていただきたいと思います。この条例の23条に「審査会は、委員7名以内で組織する」ということで、「次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する」ということで、学識経験者、消費者、商工業関係者、上下水道局職員、その他市長が必要と認めた者ということ、定員は7名以内ということになっております。

一番最後のページをお願いします。今、平成18年の1月に規制を開始してから、審査委員が6名で構成されております。学識経験者が、水利の専門家2人、それから法律の専門家1人、消費者の代表1人、商工業関係者1人、上下水道局職員1人ということ、合計6人で構成しております。任期は2年でございます、このメンバーの方は平成25年8月1日まで任期となっております。平成18年以降、案件がございませんでしたので、審査会が現在まで開かれておりません。それで、委員の中で商工業関係者の方につきましては、商工会議所の方が以前に委員になっていただきましたのですが、亡くなられたということ、有限会社ヤマモリの代表取締役の森谷さんにかわっていただいております。

それと、次期以降なんですが、女性登用の関係で、今現在、女性がお二人ということ、33.33%になっているということ、学識経験者のうちこのお二人につきましては、日本の中で水利に詳しい人がほとんどいないということ、このお二人はかえることができないということ、楠井先生の事務所の女性の弁護士の方に次回かわっていただけということで了解いただいておりますので、委員がかわるとしたら、法律の専門家の委員が女性に

かわるということで、6名で今後もお願いしたいと思っております。

以上です。

諸岡 党委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

伊藤嗣也委員

ありがとうございました。一回も会議が開かれていないとはちょっと存じ上げずに、そういうのであれば、もう今の説明で結構でございます。ありがとうございました。

諸岡 党委員長

よろしいですか。

他にこの水道水源保護条例関連の。

川村幸康委員

これは結構明確に細かく分かれとるやんか、これ、この地図を見ると。これは、そういう位置づけか広報か何かあったんか。

諸岡 党委員長

これはいつごろ決まって、どういう周知をしてあるのか、地域住民は知っているのかということだけれども。

川村幸康委員

わかりやすい話でいくと、私のところの店が入っておって、私のところはこれは井戸水をとっとるなと思いつつながら。

諸岡 党委員長

アウトやないですか。

川村幸康委員

これは大分前からやで。それで、こんなのは周知なかったもん。これは、極端にちょっと盲腸のようにぼこっと出ているところが私のところなんやさ。あれと思って、知らなんだ。水道水源の保護区域になつとるの知らんだもので。

久志本経営企画課長

済みません、今いる者がちょっと広報のことはわかっていませんのですが、みなし規定ということで、既に以前から井戸を掘ってみえた方については認められておりますので...
...

川村幸康委員

じゃあいいの。

久志本経営企画課長

はい。

川村幸康委員

それならいいけど。

久志本経営企画課長

新たに井戸を掘られる方になりますので。

諸岡 覚委員長

ちなみに、これは、いつごろこの区域は策定されたものですか。

久志本経営企画課長

18年の1月から規制が始まっております。

川村幸康委員

もう一つ。そうすると、個人的なあれはあるんやけど、本当に細かくきゅっきゅつとなつとるやんか。これは何なん。特に私の家のあたりのこの沿いの山のあたりのところは、

きゅっきゅっきゅっとなつとるやんか。これはどういう根拠でこんなに色を塗ったのかなと思ってさ。桜地区のほうでもこれはもめるような、ちょこっと盲腸のポッチのようなところとか、どういう。

諸岡 覚委員長

この区画の策定の根拠のご説明をお願いします。

中村経営企画課課長補佐

経営企画課中村です。よろしくお願いします。

こちらの区域の決定につきましては、当時、日本大学の森先生のほうの見識を仰ぎまして、基本的には沖積層と河川・道路の端点を結んだ線をこちらの区域と設定しております。

諸岡 覚委員長

沖積層というのは、言葉の意味をもう少し。

中村経営企画課課長補佐

補足します。一番浅井戸に関連性が深い滞水層を一般的に指す言葉だと思えます。

諸岡 覚委員長

そうすると、四日市中の地層は全て把握した上でこうなったということですね。

中村経営企画課課長補佐

過去にそういう文献がございますので、その文献をもとにして沖積層を把握しているということでした。

諸岡 覚委員長

ということですが。

川村幸康委員

西川さんが局長をしておったところに、地下水脈は縦横無尽に駆けめぐっておるで、海側

やで下ということはあらへんのやとよう言っとったんやわ。だから、変な話、東のほうで
土壌汚染があっても、それは西に影響してくることもあったり、南に影響したり、北に影響
することがあるという話をようしとったのを覚えとるもので、そういうことからいくと、
水道水源の保護区域というのは、浅いところなのでこういう形になったか。

多分このきっかけは、大きな事業者が私のところの地域の近くで井戸水を掘ったのが一
つの契機だったと思うんやけど、だから保護区域というのはつくったけど、生きておるの
かどうなのか。これで現実的に守られておるのか。私から見ると、多分、どんどん今でも
みんな掘っていますやん、事業者は。だから、ここだけを守ると、四日市の水源が守られ
とるという意味だったと思うとるんやけど、私は。だから、それしか多分規制はできない
ということなんやろうと思うんやけど、四日市市は水を事業者にも使ってもらおうという
戦略ではないわけやな、これは。どうやろ、その辺は。

中村経営企画課課長補佐

まず範囲についてなんですが、範囲というよりも深さに非常に地下水は影響されるかと
思います。四日市の水源の井戸の深さの最大は33mです。こちらのリーフレットのほうに
もあるかと思いますが、35mというのはそちらのほうが根拠でございまして、次にエリア
の話は、先ほどの沖積層の話になります。次に、もともと水源を確保していくといっても、
その制度設計をしていく中に、先ほど申しました日大の森先生、それからそのほかに全国
市長会の弁護士の石津先生のほうに相談をかけておって、その中で、我々は自己水源を守
っていく中で、できれば全てのエリアに規制をかけていきたいというような方向性で最初
は入ったのですが、日本の考え方として、地下水は土地の所有権の一部であるという考え
方が非常に強くて、全面的な禁止は難しいだろうというふうに石津弁護士のほうからお話
をいただきまして、もう一度森先生のほうに、確定できるエリアを再度設定していただい
て、今の条例保護区域で四日市市上下水道局の井戸を守っていくというような条例に仕上
げたと聞いております。

川村幸康委員

意見として。少したったので、どっちの方向で保護条例を強化するのか、どう今の水道
局の事情に合わせていくのかというのは、考えてみたらええのかなと思うんやけどな。だ
から、今、事業者はまたどんどん掘っとるやんか、自己水を。だから、そこらをどう考え

るのかと思って。前のときには、道一本挟んだところで掘ったよな、地下水を。尾平のジャスコとか。それがあって水源を守りましょうということになったんやで、だから、実効あるものにするのか、そこらはもう企業の自由で、規制も緩和するのか、どっちなんかなと思って。だから、保護条例もあのおとき一過性でつくったけど、どうなっとるのかなと思って。ちょうど反対側の駐車場で掘ったんやな、あれは多分、井戸を。ジャスコの敷地内の反対側で井戸を掘ったと思うんやわ。それに対して、ぎりぎり道一本挟んでセーフやったという話で、周辺の井戸が上がってしまってどうかという問題になって、保護条例をつくったと思うんやけど。だから、そこらを取っかかりで保護条例をつくったで、もう一遍きちんと上下水道局として考えられることを少し研究してみたらどうかなという、これは意見やけども。相当な量をやったと思うんやわ、くみ上げている量は。何千万かやったと思うんやわ、あれでその自己水によって水道局の収益が減るのが。それぐらいせなせんで、投資者は。だから、そこらは一遍きちんと考えやんと。

中村経営企画課課長補佐

先ほども一点申し上げたんですが、日本の文化の中で、地下水が土地所有権の一部であるという認識が強いと思います。今、超党派で地下水に関する協議が国会のほうに提出されております。根本的に、地下水が公水であるという認識が、今の状況ではなかなか共通認識が持てないというところが、訴訟のリスクにつながっているという課題があるかと思えます。規制を強化していくときには、その部分を超えていかないといけないのかなとことで、その水循環基本法、今は地下水の利用の規制に関する緊急措置法案というのが上がっておるかと思うんですが、そちらの動向を見きわめていきたいということになるかと思えます。

以上です。

諸岡 党委員長

よろしいですか。

三平一良委員

土地の所有権と言われましたけど、リニアモーター、あれの大深層は特措法で、所有権がないということになっとるのやわな。なので、その辺もよう研究してもらわんと。大深

層40m以下は、特措法で所有権がないというふうに今現在なっとるわけや。

竹野兼主委員

この文言を教えてください。黒の点線、あと保護区域とか、これはわかるんやけど、行政界という外側のところの部分、これはどういう意味なんですか。

(「四日市市と鈴鹿市の境です」と呼ぶ者あり)

竹野兼主委員

これは、そうか。鈴鹿市ということね。いや、この枠があるもので、あれ、これはどうなっているのと思ったけど、そういうことね。黒線のところの中が四日市市ということね。

諸岡 覚委員長

ちょっと多目に切ったというだけの話で。

竹野兼主委員

特別な、何か別のあるんかなと。

諸岡 覚委員長

この水源に関して、他にございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

なければ、この水源に関しては一旦終わらして、他にご質疑がございます方。

三平一良委員

川村委員も言われたんやけど、70万都市を見据えた行政というものをやらんといかんと思うんですが、僕は。大阪の橋下市長が行革をやるに当たって、水道事業で失敗したから、進んでいったんやわな。ということを見ると、近隣市町村と消防で進んでおるようなこと

をやらんとあかんのかなと思うんですよ。今、近隣の市町の料金というかな、それがどうなっておるのか、ちょっと僕は知りたいんやけど、恐らく広域でやって料金が下がるのであれば、全体が、皆さん乗ってくると思うんですよ。そういうことを考えてもらえんかなと思うんですが。

塚田上下水道事業管理者

冒頭に私も申しましたように、遠い将来を見つめていくと、どうしても水道の広域化というのが必要になってくる時期が到来するのではないかなということは思っております。ただ、今の時点で近隣の市町を取り込んで、若干広域化みたいな形にすると料金はどうかというご質問でございますが、近隣のところもほとんど県水を受水して水道事業経営をやっているわけです。ですから、そういうことを考えると、費用のほうで節減できるというようなところは余りないのかなと。とすると、四日市の料金が下がるというメリットも少ないかなと思っております。

ただ、水道料金を他市と比較すると、桑名なんかは安いんです。四日市より非常に安いんです。というのは、それだけ自己水が多くて、県水の受水が少ないということがありますので、今、例えば三重郡の町とか、そういうところと一部事務組合みたいなものをつくってやったとしても、余りメリットが今の時点ではないのかなと思っております。

三平一良委員

そうすると、近隣の隣接しておるところというのは、自己水が少ないということですか。

塚田上下水道事業管理者

済みません、今ちょっと資料を手持ちではないんですが、例えば川越とか朝日、このあたりは100%県水です。だから、自己水が多い市町というのは、桑名まで行くと多いんですが、桑名も、聞いておりますと、ことし値上げするというようなことも管理者は言っていましたもので、経営的に若干苦しくなってきたんかなとは思っていますけれども、四日市よりはまだまだ桑名は安いんです。

三平一良委員

わかりました。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

加藤清助副委員長

三つぐらいの視点で聞きたいと思っているんですが、まずは上下水道局の経営に関連してですけれども、従来から、とりわけ下水道のほうは投資先行で、巨額の企業債の発行を抱えたりして、減ってきたけど900億円ぐらいあるという話があって、毎年度一般会計からの繰り入れも、過去には70億円を超えていた時期もあったと思うんですけど、今は50億円ぐらいでしたか。

(「69億円」と呼ぶ者あり)

加藤清助副委員長

69億円。それはこれでいくとどの数字を見たらいいのかなと思って、決算説明資料の71・72ページを見ていたら、71・72ページは雨水の一般会計の繰り入れとかあったり、81・82ページにも一般会計の繰り入れという文言は出てくるんですけども、どれを足すと69億円という数字になるのかな。

久志本経営企画課長

まず、71ページの負担金の44億2700万円が、雨水の3条の繰入金です。

それから、3条の19億円は……。

諸岡 覚委員長

下のほうね。真ん中辺か、汚水の。

久志本経営企画課長

はい。済みません。2の営業外収益の他会計補助金19億9744万7000円、これが損益計算に絡むものですが、3条の他会計補助金繰入金になります。それから、4条は、81

ページの2の他会計負担金の3億7817万9000円が、雨水の4条の他会計繰入金になります。それから、3の他会計補助金になりますが、これの1億2237万4000円が、汚水の一般会計繰入金になります。これを合計しますと、69億2500万円になります。

加藤清助副委員長

説明いただいて、それを足すと69億円、一般会計の繰り入れがあるということで理解できるんですが、雨水は公費だとか、汚水は受益者負担だとかという考え方でやってますよね。当然、雨水の關係に費用がかかるから、一般会計から繰り入れて整備していくという考え方でわかるんですけども、そういう汚水と雨水を下水道事業の中で経営していく中で、そういう一般会計も取り入れていく中で、膨大な企業債を抱えるわけですけども、それを償還していく中で、その意見書のほうにも出てくるんですけども、当年度中の企業債の利息が22億円。だから、平成23年度で22億円の利息を払いながらやっとなんていうことなんですよね。それはやむを得んですけども、以前も前倒しの償還払いだとかというのを集中的にやって、利率の5%以上のやつを少なくしたもので、ここに書いてあるように、まだ総費用に占める支払利息の割合が22.3%といまだ高い率であることから、その新規発行の抑制と、低金利債への借りかえなどということを検討されたいと書いてあるんですけども、この決算書本体の最後のほうに企業債の発行の全部の件数と利率の一覧表が載っていて、確かに最近のはさすがに1.何%とかあるんですけど、ずっと古いのを見ていくと、5%を超えておるのもまだ残っているのも見られるし、償還周期が平成35年とかというレベルですよね。前は前倒しでかなり減らした部分もあったけど、もうこういう4%、5%近い、5%を超えているものというのは減らしていくという経営手法だとかいうのはとれないのかなと思って。

一般会計の繰り入れも言いましたけど、現預金の運用についても意見が出ていて、実績で年間大体30億円から40億円の現預金を持っていて、しかし、使っているほうはそれよりも低いレベルで、グラフも載っていますよね。月によると10億円ぐらいの余裕を抱えながらやっている状況があるもので、もうちょっとそういうことの工夫というのは経営の中でできる要素はないのかなというふうにこの意見書を見ながら思ったんですけど、どうなんでしょうね。

久志本経営企画課長

まず下水につきましては、後年度の負担を考えますと、一気に企業債を減らすということは難しいんですが、先ほど申しました債務保証金免除の借りかえなんですが、5%以上という条件がついていまして、下水の場合、平成24年度は1口残っていまして、これの償還が終わりますと、5%以上のものが全部なくなってしまいます。5%未満のものは、そこに書いてあるように、簡単に借りかえができない状態になっていまして、保証金、将来の金利まで含めて返さないで繰上償還させてもらえない制度になっております。かえって高くつくような話になります。それで考えられるのは、下水のほうはまだまだ設備投資をしていく関係上、そう多くは減らせないと思っています。ただ、水道のほうにつきましては、大分償還も進んできていまして、昨年も当初の予定よりも建設改良した場合の企業債の充当率を5%下げました。それによって現預金を減らしていこうと考えておりますので、今後についても、そういう形で資金の余裕ある部分につきましては、最低限の運転資金は絶対要りますので、補助金が入るまでは支払資金がない場合もありますので、企業債を借りるまでは支払資金がないときがありますので、最低限の運転資金は持たざるを得ませんけれども、余裕のあるものについては、新たに借りる企業債の充当率を考えて減らしていきたいと考えております。

以上です。

加藤清助副委員長

さっき5%の下水のほうで1件残っておるとするのは、償還終了するのが平成24年度で1件残っているという意味ですか。

久志本経営企画課長

済みません。国の都合で1件積み残されまして、平成24年度にその5.5%の部分が償還されることになって、全て5%以上がなくなると考えております。

加藤清助副委員長

決算書の最後に言っておった一覧でだーっと書いてあるものの74ページに、利率の列を見ていくと、ここで上から十何番目に、5.0%で日本郵政で償還終期が平成34年というのがピコッと出ておるのやけど。

久志本経営企画課長

これが積み残された部分で、これを平成24年度に繰上償還させていただきます。保証金はかからずに、繰上償還させていただきます。

加藤清助副委員長

理解できました。

あと、さっき雨水排水のことに触れましたけれども、資料を見せてもらっていて、こちらの資料やったと思いますけれども、当初に配られた決算常任委員会資料のほうの10ページのところに事業の概要という一覧表が出ていて、そこに12番目に雨水排水の整備済面積、それから一つ置いて雨水管渠の布設延長というのが、この過去3年間の分の数字が出ているんですね。見ましたら、平成23年度は、前年度と面積は変わらず、ゼロなんです。当然下の管渠も延長ゼロということで、平成21年度、平成22年度は、それなりにかどうか知りませんが、当然整備計画があって進捗してきたけれども、平成23年度はゼロというのは、雨水排水整備の計画すらなくて実績ゼロなのか、予算もなくてゼロなのか、そこら辺をちょっと伺いたいです。

柴田下水建設課長

下水建設課の柴田です。

平成23年度にも雨水の整備はやっておるわけですが、平成23年度の事業につきまして、それが結果的に効果として実際に雨水の通るような管渠にならなかったものの整備を今現在も続けております。具体的に申し上げますと、楠のほうの雨水の管につきましては、まだ使われる状態になっていないもので、整備延長の中にカウントしていません。

それから、ほかにも雨水の整備もしているわけですが、そちらにつきましては今までのデータの中で整備済みとされている部分がございます。以前に都市下水道事業として整備したところで、都市下水道事業では幹線だけを整備するわけですが、都市下水道事業は大分以前にもう一応やめにしまして、公共下水道の雨水整備ということで枝線のほうをやっているわけなんですけれども、公共下水道でやっても、都市下水道の整備のほうでも整備済みとして面積カウントしているという関係で、整備延長にカウントしていない。そういったことで、事業はしているけれども、もう既にカウントされているもの

でこの整備量の中に挙がってこないものと、そういったもので今回この平成23年度の整備量、事業量の中にあらわれてこないということでございます。

加藤清助副委員長

一般会計で雨水処理に係る繰り入れがそれなりにあるわけで、経年で見ると、前もってやっていて、供用をまだできていない部分と、供用はこの平成23年度の瞬間、ある部分を供用しているんだけど、前のときに整備済みでカウントしたとか、そのように聞こえたんやけど、そう理解したらええの。

塚田上下水道事業管理者

簡単に言いますと、供用開始しないことには面積に入らないと思ってください。ですから、桶はポンプ場を二つつくります。ポンプ場が2カ所完成して初めて桶の面積をカウントできるという形です。

加藤清助副委員長

それならわかります。さっきの説明はちょっと何か違うような説明やったもので、ちょっとあれかなと。

ではあと、最後にしますけど、いろいろな入札工事がありますよね。今回の一般質問の中でも、全体で八十何%がくじ引き状態になっているとかというふうに言われていて、上下水道のほうも、今回、決算ではないですけども、報告としては議決事件に該当しない契約というのはいっぱい出てきますよね。今までのを見ても、多分上下水道でも抽せんが多くなっていると思うんですよね、一般競争入札だとかで。そこら辺も監査のほうでは、総合評価方式を5000万円以上にするのかな、何か検討しているといったことも聞きますし、だから、公平な適正な競争が行われる入札にしていくということは必要だと思うんですが、そこで23年度の状況と今後に向けてがありましたら、お聞かせください。

坂口管理部次長兼総務課長

まず、くじ引きによる落札決定ということにつきましては、いわゆる予定価格は事前公表しております。その中で、最低制限価格を設けます。その最低制限価格を算出する式も、ネット、ホームページ上で公表しております。いろいろデータも、情報公開で過去の実績

などが求められておりました、そういったところからはじきますと、ほとんど並びます。これはもう避けられないのかなとも思っております。極端なことを言えば、十数社が応札しても、全部そろそろ、並ぶという状況がございます。それで抽せんということで、これが八十数%にまで来ているということで、今、総務部調達契約課で検討しております、外部の委員さん、学識者を入れて懇話会を立ち上げている。そういう中でも、まずは建設業界の方とか学識者の方それぞれのご意見をいただいて、来年度に向けてということで今検討しているという状況でございます。

加藤清助副委員長

それは、ガイドラインとして、例えば1億円以上だとか5000万円以上の工事だとかという線引きは当然すると思うんですが、まだそれは決まっていないのかということと、総合評価にすると、時間と手間がかかると思うんです。そこら辺のデメリット部分をどう乗り越えていくのかなという思いも素朴に、はたから見えておっと思うんですけれども。

坂口管理部次長兼総務課長

総合評価につきましては、上下水道局においては1億円以上の工事を対象に、申しわけない、ことしからでございます。既に実施しております。そういう中で総合評価も簡易型といいまして、いわゆる価格での競争と、それから技術力の評価、これは70%が価格での評価、あとの30%が技術力の評価ということで、技術力を評価することによって、価格ではほとんど並ぶわけなんです、実態は。というような状況もございます。ですもので、評価のところでは最終的な評価点ではほとんど並ばないというようなことで、抽せんにはなりませんけれども、ただ、日数としては一月ぐらいはかかりますので、年間の件数が多くなれば、非常にタイトなスケジュールになってくるかなということで、適正な件数は、例えば年間何本というところは出てくるのかもしれませんが、今のところは一応本数はそんなにないものですから対応できておりますけれども、今後1億円以上の工事が多くなれば、当然計画的に進めないと、なかなか工期のこともございますので、できるだけスタートを早くしていかないと工期にはできないという状況も生まれるかということで、不安材料というのはございます。

以上です。

加藤清助副委員長

最後にしますけど、その総合評価方式の簡易型とかというので、今年度既にもう1億円以上対象に実施しているということですが、そこで、価格が70%と、あと残りが技術力ということになりますと、市内業者のところへの受注が、技術力で評価された場合に、1億円レベル超えの工事というのがみんな市外に出ていくのもまた困りもんやなと思うんですけども、そういう懸念はないんですか。

坂口管理部次長兼総務課長

確かに、加藤副委員長のおっしゃるとおりでございます。実際には、2億円以上といたしますか、実際に行っておりますのは……。

(発言する者あり)

坂口管理部次長兼総務課長

そうですね、地域条件はつけております。失礼しました。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他にございますか。

川村幸康委員

追加資料でもらった給水原価のその他というのは、何でその他やったのかなと思うて。説明してもらた。このその他というのは何かなと思って。

諸岡 覚委員長

その他の詳細について。おわかりですか。

井谷経営企画課水道財政係長

水道財政係の井谷と申します。よろしく申し上げます。

その他の中には、ここに挙がっている大きな数字以外の動力費、修繕費等、そういった

ものが、もろもろが含まれております。

以上です。

川村幸康委員

だから、給水原価がありますやんか。その中に今、職員さんの給与とか、そんなのを、総額を割り込んで入れて何%……。どういふことで原価が出とんの、これ。

久志本経営企画課長

決算書の21ページをごらんください。これの中に、先ほどの主なもの以外の部分が入っております。先ほどの表は、有収水量で割っておりますので、金額が m^3 当たりの単価になっております。

諸岡 覚委員長

説明は以上ですか。

久志本経営企画課長

はい、以上です。

川村幸康委員

そうすると、受水費から下の修繕からその他までがあるということ。

諸岡 覚委員長

その他の中のその他。

川村幸康委員

またその他もあるということ。どういふこと。何で……。

久志本経営企画課長

すみません、その他は、一つの費目で一定額以上占めていないものについては、その他に……。

川村幸康委員

雑費ということやな。そうすると、委託料ということ、主なものは。

久志本経営企画課長

委託料が6億7700万円ございますので、主なものとしては委託料が入ってくると思いません。

川村幸康委員

そうすると、多分、委託料が年々ふえてきとるということに当たるわけやろ。違うの、これ。

久志本経営企画課長

委託料といいましても、人件費の代替の委託料と、例えば工事をするときの管理とか設計とか委託料もありますので、一概に2年間の比較でふえたという話ではなかなか比較は難しいんですけども、人件費だけに関しましては、基本的には、水道でも平成22年度、平成23年度は9300万円ぐらい落としていますので、委託料を全て入れますと、どうしても鉛給水管とか、漏水の委託とか、強化した部分もございますので、ふえているように見えるんですが、殊人件費比較に関しましては、人を減らした分、それからその代替として委託をした分に関して比較しますと、必ず減っております。ただ単に委託料というもので比較すると、平成22年度、平成23年度につきましては1億4600万円ふえましたけれども、先ほども5年に一回のコンピューターのシステム更新で5100万円ぐらいいっていますので、特殊要因を除くと、それほどふえたという感覚は私どもにはございません。

川村幸康委員

平成21年度が35円で、平成22年度が38円で、平成23年度が43円で最大になって、システムの更新で、来年度からまたこれは下がっていくということでええんね。

久志本経営企画課長

その5000万円に関しては、一気に落ちると思います。

川村幸康委員

給水原価のところをもっときちんと見ていかなあかんのかなと思うとるもんで、決算でも指摘しとるのは、多分給水原価もそういうことやろうと思うとるんやけどな、私は。やれる範囲内、コントロールが効くでしょうということころは、注意してやれば、何とか企業会計のやりくりができるのはそういうところかなと思うんで、そのやりくりをするのと同時に、水需要が減っていくというのはずっと書いてあるんやで、何とかせんと、今のうちに手をつけとかんと、減り過ぎてからでは遅いのかなと思うとって。おれはわからんのやけど、会派でもそうやけれども、どれくらい水を飲むんで、今までは水って買ったことなかったけど、20年前からこの間、えらいほどのごみは出るし、えらいほど飲んで、知れとるかしらんけど、金額にしたらおれらのコスト負担は相当なもんやろなと思うのと、水道局で何か考えて、ゴールドの水栓にでもして、これを飲むと長生きするぐらいの、もうちょっと水を普及するようなものを何か考えやんと、これはすごい量やに。これは多分、恐らく20年前と比べると、こんなものは大体飲まへんだもん。水みたいにただで、茶を入れるか何かか、蛇口へ行ってコップで飲むというあれやったやろ。だから、どこかから何か水を飲む文化をつくっていかんと。この間森君も言うもったけど、抹茶かペットボトルのお茶を飲むと言うもったけど、あれでも四日市の水を使うてもろうて、あれでも熊本の水では味ないでな。どう考えるかで、笑える話やけど、ちょっと本当は考えておかんと。結構、四日市全体で相当な量の水をお金としては市民は買っとるの違う。冷蔵庫に私らのでも20年前は水ってなかったもん。今はあるけど。

(「値段が大分違う」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

いやいや、それは水のほうが絶対安いに決まっとるので、よっぽど何か知恵を絞って、というのは意見。

諸岡 覚委員長

では、コメントをお願いします。

久志本経営企画課長

先ほどの前半のほうですけれども、コスト削減のほうですけれども、企業の経営改善にまず目をつけるところというのは、A B C分析と言われますけれども、A、一番シェアの高いものをまずたたけというのが原則になります。先ほど来、受水費が24億円、それから委託料が6億7700万円ということで、まずたたく順番としては、シェアの大きい受水費、委託料ということ。大きいものをたたけばたたくほど、率としては効果がありますので、当面、この2点に注力したいと考えております。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 覚委員長

では、質疑は出尽くしたと判断し、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

討論なしと認めます。

では採決に移ってまいります。簡易採決で行います。

議案第75号平成23年度四日市市水道事業決算認定について、議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計第4款衛生費のうち第1項保健衛生費(関係部分)、第6款農林水産業費のうち第3項農地費(関係部分)、特別会計、農業集落排水事業特別会計、議案第76号平成23年度四日市市下水道事業決算認定について、一括してお諮りいたします。

これらを認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認めます。よって、本件決算は認定されました。

[以上の経過により、議案第75号平成23年度四日市市水道事業決算認定について、議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費(関係部分)、第6款農林水産業費、第3項農地費(関係部分)、特別会計、農業集落排水事業特別会計、議案第76号平成23年度四日市市下水道事業決算認定について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

諸岡 覚委員長

委員の皆様にお伺いいたしますが、決算常任委員会全体会に対して、どうしても全体会に上げていくべきだというものがあれば、ご提案いただきますようお願いいたします。

(なし)

諸岡 覚委員長

なしと認めます。よって、この上下水道局関連議案につきましては、全体会には上げていかないものと決します。

以上をもちまして、上下水道局所管部分を全て終了いたします。

15 : 35 閉議